

生涯学習社会の構築を目指す韓国の教育改革

平成13～15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)

「生涯学習の政策立案過程に関する国際比較研究」中間報告書(I)

(課題番号 13571013)

金 泰勲

平成14年3月

国立教育政策研究所生涯学習政策研究部

はじめに

本報告書は、平成13～15年度科学研究費用補助金（基盤研究（B）（2））「生涯学習の政策立案過程に関する国際比較研究」（課題番号 13571013）の中間報告としてまとめられた。

本研究課題は、UNESCO国際教育計画研究所（IIEP、在パリ）との国際共同研究として今年度より開始した。

1990年代半ばに、OECD、UNESCOをはじめとする国際機関は、急激な社会の変化に対応するため、生涯学習の機会をすべての人々に保障することを今後の教育改革の課題とすることを提言した。その際、生涯学習の概念も「ゆりかごから墓場まで」、人生のあらゆる段階で、学校のみならず家庭や地域社会など様々な環境での学びを含む、より広い概念であることが確認された。

2000年代に入り、多くの国が、この広義の生涯学習を実現に移すため、学習情報の提供、財政面での支援、多様な学習成果の認定などについて、具体的な施策を打ち出している。その際、同様の取り組みをする諸外国における先進的実践の調査や制度・政策の比較研究の重要性が増してきている。

本研究では今年度、国際共同研究の枠組み作りのため、韓国、中国、イギリス、メキシコ等において現地調査を実施した。本報告は、その中からヨーロッパ諸国からも近年、注目を集めている韓国の「平生教育（生涯学習）」政策と教育改革の進展状況について関連法令の翻訳資料を含めて包括的に概観したものである。

韓国における「平生教育」は、従前の「社会教育」を踏まえて、1982年に制定された「社会教育法」に基づいて、本格的に出発した。その後、教育の量的拡大や質的充実への変化と「学歴を重視した教育」から、21世紀に向けての「情報化」「社会化」「国際化」を目指した、大規模な教育改革が提唱された。このような背景のもとに、「教育改革委員会」（大統領諮問機構）が、数次にわたる「教育改革方案（法案）」を示し、これらに基づき「平生教育法」が策定、公布され（1999年8月）、その後、施行令、施行規則が公布された（共に、2000年3月）。

本報告においては、これら「平生教育」に関わる政策立案の経緯とその内容が紹介されている。また、学歴中心主義（それによる大学進学のための競争の加熱化）を排除することを目的とし、生涯学習社会の構築を目指す、特徴的な制度である「学点銀行制」と「教育口座制」の導入についての政策とその内容も紹介されている。「学点銀行制」は、国民に対して生涯学習の機会を保障し、学位を取得することを目的とし、「教育口座制」は、個人が生涯にわたって参加及び履修したすべての教育的経験を体系化し、資格の取得や正規の学校への進学や編入学を目的としている。

このような韓国の政策・制度等を、そのまま我が国に導入することには、十分な検討をする必要があるが、我が国の生涯学習社会の構築に、多いに参考となるものと思われる。

執筆者の金泰勲・国立教育政策研究所客員研究員は、教育史研究者の立場から、行政資料の分析を緻密に行っている。

本報告書が、日本の生涯学習政策発展の一助となれば幸いである。

最後に、調査にご協力いただいた韓国の関係機関、団体の方々に深く御礼申し上げたい。

平成14年3月

研究代表者 山田 兼尚

平成 13～15 年度科学研究費補助金基盤研究（B）（2）（課題番号 13571013）
「生涯学習社会の政策立案過程に関する国際比較研究」

<研究組織>

研究代表者	山田 兼尚	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部・部長
研究分担者	笹井 宏益 澤野由紀子 立田 慶裕 岩崎久美子 佐々木 毅 永田 佳之 新井 郁男 長島 啓記 江原 裕美 牧野 篤	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部・総括研究官 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部・総括研究官 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部・総括研究官 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部・主任研究官 国立教育政策研究所国際教育研究・協力部総括研究官 国立教育政策研究所研究企画開発部・主任研究官 愛知学院大学・教授 常葉学園大学・助教授 帝京大学・助教授 名古屋大学・助教授
研究協力者	金 泰勲* David ATCHOARENA Gudmend HERNES	国立教育政策研究所国際研究・協力部・客員研究員 UNESCO-IIEP, Programme Specialist UNESCO-IIEP, Director

* 本中間報告書執筆者

（注）本報告書に記述されている見解・コメントは、執筆者個人のものであり、調査対象機関及び国立教育政策研究所を代表するものではない。

目 次

I	韓国における「平生教育」社会の基盤構築のための法令の整備	
1.	「平生教育法」の制定経緯	1
2.	「平生教育法」制定の趣旨及び主な内容	2
3.	「平生教育法施行令」、及び「平生教育施行規則」の制定を通じた 「平生教育社会」への基盤構築	6
4.	関係部・処（省庁）の平生教育関係法令	7
5.	地方自治団体の平生教育関連条例	9
II	平生教育センターの設立及び機能	
1.	中央と地域における平生教育センターの設立	11
2.	中央の平生教育センターの機能及び役割	11
3.	地域の地域平生教育情報センターの機能及び役割	14
III	平生教育の行・財政のシステム	
1.	中央の平生教育行政インフラストラクチャー	17
2.	地方の平生教育の行政組織	19
3.	「平生教育」における財政状況	20
IV	生涯教育社会の構築を目指す	
	－「学点（単位）銀行制」及び「教育口座制」－	
1.	「学点銀行制」(Credit Bank System) の導入	27
2.	平生教育計座（口座）制 (Educational Voucher System)	37
	<参考文献>	41
	<付録>	
	「平生教育法」（法律第6003号、1999年8月31日公表）	43
	「平生教育法施行令」（大統領令第16750号、2000年3月13日公布）	51
	「平生教育法施行規則」（教育部令第765号、2000年3月31日公布）	65

Ⅰ 韓国における「平生教育」社会の基盤構築のための法令の整備

1. 「平生教育法」の制定経緯

韓国において「平生教育」（生涯学習を意味する）は、1982年に制定された「社会教育法」に基づき行われていた。しかし、急変する世界状況の下に、それまで教育の量的膨張や質的充実の変化に加え、学歴を重視した教育から、21世紀に向けての「情報化」「社会化」「国際化」をめざした大規模な教育改革が推進されるようになった。その現れが1995年5月31日に、大統領の諮問機構である「教育改革委員会」によって出されたいわゆる「5・31教育改革方案（法案）」（第1次）である。

この改革方案は、誰もがいつでもどこでも望む教育を受けることができる「開かれた学校社会、平生教育社会の建設」をめざしたもので、初等教育から高等教育にいたるまでの革新的な教育改革案ともいえる。この改革案の主な内容は、「開かれた教育社会、平生教育社会の基礎構築」「大学の多様化と特性化」「初等・中等教育の自立的運営のための学校共同体の構築」「仁性及び創意性を培う教育課程」など九つとなる。

「教育改革委員会」では、その後も、1996年2月9日（第2次）、1996年8月20日（第3次）、1997年6月2日（第4次）の3回にわたって、改革案を出している。その主な内容を示せば、次の通りである。

「第2次教育改革方案」（1996年2月9日）

①新しい職業システムを構築する。

- －「職業教育訓練促進法」「資格基本法」「職業能力開発院法」を制定する。
- －職業教育の財源を拡充する。
- －職業教育の基盤を構築し、門下生に対する学歴認定、及び教育口座制を実施する。
- －民間レベルでの職業訓練教育を育成する。

②「社会教育法」を改正する。

- －60余りの社会教育関連法律を改定し、一本化する。
- －開かれた教育体制の構築のために、「学点銀行制」「尖端遠隔教育」「在宅教育」を政府レベルで積極的に支援する。
- －マスメディア、デパート、及び社会教育機関が行う各種教育プログラムを法律で定める。
- －社会教育の運営システムを改善するために、「社会教育専門要員」（指導主事）制度を法律で定める。

「第3次教育改革方案」（1996年8月20日）

① ITを活用し、教育力を向上させる。

－ 21世紀型尖端学校、及びサイバー大学を設立する。

－ 「国民情報素養認定制」を導入する。

②開かれた学習社会のために社会教育を改革する。

－ 社会教育の推進システムを改編し、専門機関を設置する。

・各部・処（省庁）の社会教育関連業務を総括し、それを管轄する委員会を設置する。

・社会教育事業を担当する専門機関「中央平生教育院」を設置する。

－ 地方の社会教育機能、及び活動を有機的に統合する。

－ 社会教育法を改正し、「平生学習法」とする。

「第4次教育改革方案」（1997年6月2日）

① 「平生学習の基本方案と試案」を作成する。

② 「平生学習法」試案制定研究チームを組織する。

－ 教育改革に関する研究に専念できる研究チームを組織する。

－ 「教育部」¹⁾関係者6人、教育改革委員会の委員、市・道教育庁²⁾の社会教育係長2人からなる実務作業チームを組織する。

「平生教育法」は、以上のような「教育改革委員会」の定めに基づき、公聴会や各中央「部・処」（省庁）に意見を求め、「法制処」の審議を経て、1999年8月31日に、法律第6003号として、公布された。その後、「平生教育施行令」（2000年3月13日、大統領令第16750号）が、「平生教育施行規則」（2000年3月31日、教育部令第765号）が、相次いで公布された。

2. 「平生教育法」制定の趣旨及び主な内容

1) 「平生教育法」制定の趣旨

2000年4月の教育部が刊行した『「平生教育法」「平生教育施行令」「平生教育施行規則」解説資料』によると、教育部では「平生教育法」の制定趣旨について、次のように、紹介

¹⁾ 日本の文部科学省に当たる。1948年8月大韓民国政府樹立当時からの「文教部」は1991年1月に「教育部」、2001年1月に「教育人的資源部」と改称された。

²⁾ 「市・道」というのは広域行政単位で、「市」は日本の政令指定市に当たるもので、「特別市」「広域市」の略で「市」には、ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、光州広域市、仁川広域市、大田広域市、蔚山広域市がある。「道」は日本の県に当たるもので、「道」には、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道がある。全国には16の市・道がある。「市・道」の下には「市・郡・区」がある。「市・道」の教育庁には「教育監」が、「市・郡・区」の教育庁には「教育長」が長である。

している。

(1) 教育関係法の基本システムの構築

○教育改革の法案として現行の「教育法」と「社会教育法」のシステムを「教育基本法」の下に、「初等・中等教育法」、「高等教育法」、「平生教育法」（生涯学習に該当する）として体制を改編する。

○従来の供給者（教育者）中心の社会教育よりは、広い概念での需要者（学習者）中心の平生学習としての領域を拡大するために、「社会教育法」を全文改定し、「平生教育法」と制定する。

(2) 21世紀の知識基盤社会を主導する新教育体制の「開かれた教育社会・平生学習社会」の建設

○「平生教育法」は、急変する知識基盤社会において誰もが、いつでも、どこでも、学習することができる平生学習機会を拡大し、国民の生活の質的向上と社会発展に寄与する。

(3) 国民の学習権と学習者の選択権を最大限保障する平生学習の環境を調整

○平生教育機関の相互有機的であり水平的な統合と情報通信媒体をとおした遠隔教育の拡大、平生教育情報センター及び平生学習館の運営など、多様な平生教育制度の確保と幅広い教育課程運営をとおして学習者中心の学習機会の拡大と平生学習の環境を調整する。

(4) 平生教育課程履修者の社会的待遇と平生学習への意欲の鼓吹

○平生教育課程履修者に単位及び学歴認定、各種資格試験及び昇進・昇給の機会附与、有・無給の学習休暇、及び学習費の支援など金銭的・非金銭的補償をとおして平生学習意欲を鼓吹する。

(5) 形式的学歴中心社会から質実的能力中心社会へ変化誘導

○成人の経験学習認定、門下生学歴認定などをとおして社会を学歴中心から実質的能力中心社会に変化させるための新しい制度を設ける。

→「平生教育法」と「単位認定等に関する法律」に基づき取得した単位及び学歴を持って、大学への編・入学の機会を付与する。

(6) 成人教育機会の拡大と高等教育水準をもって、国民の能力向上に重点

(7) 地域社会学校、平生教育院、事業場及び言論機関付設の平生教育施設など多様な平生教育機関をとおして成人教育の機会を拡大する。

○「学点（単位）銀行制」、「社内学校」、「遠隔大学」など多様な学歴認定制度をとおして高等教育水準まで国民の能力向上に重点を置く。

(8) 国家及び地方自治団体が平生教育政策へ支援を強化

○国家及び地方自治団体は、平生教育機関への学習費支援、平生教育機関へのネットワークの構築、中央単位の平生教育センターと市・道単位の地域平生教育情報センター及び平生学習館の運営など行・財政的支援を強化する。

(9) 民間資本による知識・人材開発事業と教育訓練産業の育成

○民間資本をとおして教育訓練、研究用役、プログラム開発、平生教育機関の経営診断及び評価、教育サービス事業など、知識・人材開発事業を育成する。

2) 「平生教育法」の主な内容

以上のように、「平生教育」の趣旨は、教育改革のビジョンでもある21世紀の「情報化」「社会化」「国際化」を導く新教育体制としての、開かれた教育社会・平生教育社会の建設、学歴中心の社会から能力中心社会へ変換、成人教育に対する機会の拡充と高等教育をとおした国民の能力及び資質の向上、国家及び地方自治体の平生教育に対する支援と民間資金での人材開発事業の育成にあることが窺える。

「平生教育法」(5章32条、付則)は、「社会教育法」を部分的に廃止及び補ったもので、同法には「有・無給学習休暇及び学習費支援」、「平生教育センターの設立」、「講師情報銀行制の導入」、「社内大学の設立」、「遠隔大学の設立」などの条項が新たに設けられ、多様な学習機会を国民に与えることを定めている。しかしながら、同法では「学院の設立・運営に関する法律」「学点認定等に関する法律」などのように既存の法律が存在する学院、図書館、及び博物館、学点銀行制、独学士学位取得、職業訓練促進、韓国職業能力開発院に関する条項は立法の過程において削除された。

「平生教育法」には、国民の平生学習を造成、支援するために、国家と地方自治団体が平生教育施設を自ら設置し、各種団体と事業者(企業)が積極的に「平生教育」を実施するようにサポートしなければならないことと、多様な型の平生教育機関及び施設、たとえば、学校型、社内大学型、遠隔大学型、事業者付設、市民団体付設、学校付設、言論機関付設、知識人的資源関連などの施設の拡大、設置、活性化のための法的条項が設けられている。また、従来の「社会教育要員」を「平生教育士」と改称し、その養成と配置についても定められており、「平生教育」に関する研究及び研修のために、国家レベルで「教育部」に「平生教育センター」を設け、「教育部長官」(日本の文部科学大臣に当たる)及び教育監が平生教育に関するプログラム運営と平生教育に関する情報提供のために、地域平生教育センターを運営するよう、定めている。

「平生教育法」の性格は、学校の正規教育以外の「平生教育」に関わる基本的な事項を定め、平生教育関係法令を支援、育成する母法と言える。次は、新たに制定された5章32条からなる「平生教育法」の主な内容を要約したものである。(法律全文は付録を参照されたい)

(1) 教育費支援、及び「教育休暇制」の導入。

この制度は、職場人に再教育を通して能力と資質を開発し、自己実現ができるよう、設けたもので、これにより雇用主は、「教育休暇制」を導入するか、学習費用を支援しなければならない。

(2) 平生教育専門、及び支援機関を設置する。

- ① 平生教育に対する総合研究、平生教育関係者に対する研修、情報を収集、提供する機関として「平生教育センター」を設置する。
- ② 市・道単位の「地域平生教育情報センター」と市・郡・区単位の「平生学習館」、邑・面・洞(町・村)単位の「平生学習館」を設置、運営する。
- ③ 各市・道教育監の管轄の下に「平生教育協議会」を組織、運営する。

(3) 「社内大学」及び「遠隔大学」(サイバー大学)制度を導入する。

- ① 企業に雇われた人の教育を目的とする「社内大学」の設置を義務化し、卒業者には「専門大学」³⁾(日本の短期大学に当たる)、及び大学の卒業と同等な学歴、及び学位を授与する。
- ② 放送、ケーブルテレビ、インターネットなどメディアを活用したサイバー大学制を導入し、卒業者には専門大学、及び大学の卒業と同等な学歴、及び学位を授与する。

(4) 「専門人材情報銀行制」及び「教育口座制」を導入する。

- ① 教育専門家を大学、及び各種研修機関などの講師で活用することができるよう「講師情報銀行制」を導入する。
- ② 人的資源の効率的な管理のために、個人の学習経験を総合的に管理する「教育口座制」を導入、運営する。

(5) 「平生教育士」の養成、及び研修制度を整備する。

- ① 従来の「社会教育専門要員」を「平生教育士」と改称し、平生教育機関に配置し、平生教育の企画、進行、分析、評価、及び教授業務を担当させる。
- ② 「平生教育士」の育成、研修制度を整備し、専門性と能力のある者の育成に尽くす。

(6) 門下生などの経験学習を単位、学歴として認定する。

- ① 無形文化材保有者とその門下生として一定期間教育を受けた者、社内で一定の教育を受け認定資格を取得した者などが受けた教育期間を、履修教育課程に相応する単位または学歴として認定する。

³⁾ 1948年制定された「教育法」に基づき設立された2年制「初級大学」と1970年に高等職業教育機関として設立された2年制「専門学校」が、短期高等教育機関の改善政策により、1977年12月31日に、法律第30054号として「教育法」が改正され、1979年度からすべての短期高等教育機関が「専門大学」となった。2000年現在、全国の158ヶ校(国立7、公立9、私立158)に、294,175人が在学している。

- ② 経験学習の単位・学歴認定は、「単位認定などに関する法律」で、別途、定める。
- (7) 多様な平生教育施設を設置、運営する。
- ① 多様な類型の平生教育施設を新たに法律で定める
 - ② 学校の類型または学歴認定施設の場合、登録、認可制とする。学歴を認められない施設の場合は、登録制を申告制とし、申告制は報告制とするなど、平生教育機関の設置、運営の上での自律性を保障する。

3. 「平生教育法施行令」、及び「平生教育施行規則」の制定を通じた 「平生教育社会」への基盤構築

「平生教育法施行令」及び「平生教育法施行規則」は「平生教育法」に基づくもので、これらの法令により、これからの韓国における生涯学習は次のように変わっていく。(全文は付録を参照されたい)

- 1) 学歴認定と学位授与が可能な「社内大学」の設立ができるようになった。新たに施行される「平生教育法」に基づき、学歴が認定される平生教育機関として「社内大学」の設立が法制化された。「社内大学」というのは、雇用主が当該企業の従業員を対象にその設立や運営に関わる経費を負担する大学で、一定の教育課程を履修することで「専門大学」、または、大学卒業者と同等に学歴が認定され、学位授与が可能になるものである。「平生教育法」によると、「社内大学」は、学校法人としてではなく、教育部長官の認可のみで企業内に設置することができるもので、その設置基準及び認可に関しては「高等教育法」に準ずる。しかし、「社内大学」の特性を考慮して正規の大学よりはその基準が緩和された。この制度の導入により、これまで大手企業を中心に運営されていた「専門大学」、又は、大学に相当する教育課程を運営していた「社内技術大学」が、正式に高等教育機関の学歴として認可されることになり、学位授与までも可能になった。また、従業員 300 人以上の企業に対しては、「社内大学」の設立の裁量権を与えた。
- 2) 学歴と学位が認定される「遠隔大学」(サイバー大学)の設置を可能になった。「平生教育法」の施行により、インターネットなど先端の情報通信機材を活用したサイバー教育も大幅に活性化されることになった。サイバー教育は、技術の進歩により時間的、経済的制限のため、教育を受けられなかった人に教育を提供することができるシステムとして、特に「平生教育法」に基づき設立されるサイバー大学を卒業すると、大学と専門大学卒業者と同等な学歴及び学位が認定される。「平生教育法」により、サイバー大学は教育部長官の認可により設立されるもので、その設置基準及び認可の手続きに関しては「高等教育法」に準ずるもので、その設立には遠隔教育に必要な施設、設備などを備えなければならない。教育部では「社内大学」とともに 2000 年 6 月 31 日

までサイバー大学の設置認可を受け、2001年3月にはサイバー大学と「社内大学」を認可した。

- 3) 「平生教育」の支援体系として国民に対する学習権が強化されるようになった。また、「平生教育法」の施行により多様な学習支援制度が導入された。まず、公共機関、又は、各種事業体の経営者は、職員の「平生教育」の機会を拡大させるため、「有給・無給学習休暇制」を実施するか、図書費、研究費などの学習費用を支援しなければならないことになった。また、教育、研究に関する専門家をデータベース化して平生教育団体や施設などに提供するための「講師情報銀行制」の導入と、個人の学習記録を総合的に記録する成人用生活記録簿世も言うべき「教育口座制」の導入されることとなるなど、「平生教育」への支援がより強化され、国民の学習権と学習者の選択権が大幅に拡大された。
- 4) 多様な型の平生教育機関が制度化され、運営の自律性が保障されるようになった。「平生教育法」の施行により、従来の「社会教育法」の上での多種の社会教育機関が体系化、多様化された。また、その設立、運営面においても、これまでの登録制から申告制へと緩和され、平生教育機関の設立がより活発になるとと思われる。

4. 関係部・処（省庁）の平生教育関係法令

平生教育関係法令は学校関係法令と異なり、全国民を対象とするため、教育部関係法令以外にも、関係法令が多い。現行の平生教育関係法令は、教育部関係法令が24、その他の部・処関係法令が42とある。教育部関係法令は「教育基本法」⁴⁾を母法とする「初・中等教育法」「高等教育法」（1997年12月13日制定、1999年8月3日一部改正法律第6006号）、そして「平生教育法」に基づく多様な型の平生教育関係法がある。初・中等教育関連の平生教育法令としては、「放送通信高等学校設置基準令」「産業体特別学級設置基準令」「在外国民教育に関する規定」「各種学校に関する規定」などがあり、高等教育関連平生教育関係法としては、「韓国放送通信大学設置基準令」などがある。平生教育関連法令としては、「学院の設立・運営に関する法律」（一部改正、1999年1月18日）、「独学による学位取得に関する法律」（第2次改正、1990年12月27日、法律第4268号）、「学点認定に関する法律」（1997年1月13日制定、法律第5275号）、「幼児教育振興法」（全文改正、1998年9月17日、法律第5567号）「産業教育振興法」（一部改正、1997年3月27日、法律第5316号）、「特殊教育振興法」（一部改正、2001年1月29日、法律第6400号）、「資格基本法」（一部改正、1997年12月

⁴⁾ 「教育基本法」（2001年1月29日、一部改正、法律第6400号）、1998年3月1日「初・中等教育法」（1998年3月1日制定、2001年4月7日一部改正法律第6462号）とともに、制定されたもので、これによって、1949年制定されて韓国の教育を定めていた「教育法」は廃止された。

13日、法律第5453号)、「職業教育訓練促進法」(一部改正、1990年1月29日、法律第5733号)がある。他の部・処の平生教育関係法令は42あり、労働部が「職業訓練基本法」「技能大学法」⁵⁾(全文改正、1997年12月24日、法律第5475号)、「韓国産業人力管理公団法」など10の法令で最も多く、保健福祉部が「社会福祉事業法」「児童福祉法」「老人福祉法」など8の法令を設けている。文化観光部では「図書館及び読書振興法」「博物館及び美術館振興法」「青少年基本法」など7の法令を、その他農林部が5、行政自治部2、建設交通部2、海洋水産部2、財政経済部1、環境部1、そして産業支援部が1の法令を設けている。

表1)各部・処別平生教育関係法令

憲法	
教育部関係法令(24)	他の部・処関係法令(42)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法 ・ 初・中等教育法 ・ 社会教育法 ・ 学点認定等に関する法律 ・ 職業教育訓練促進法 ・ 資格基本法 ・ 韓国職業能力開発院法 ・ 独学による学位取得に関する法律 ・ 学院の設立・運営に関する法律及び同施行令 ・ 産業教育振興法 ・ 幼児教育振興法 ・ 特殊教育振興法 ・ ユネスコ活動に関する法律 ・ 韓国青少年連盟育成に関する法律 ・ スカウト活動育成に関する法律 ・ 放送通信高等学校設置基準令 ・ 韓国放送通信大学設置基準令 ・ 開放大学設置運営規定 ・ 産業体勤労青少年の教育のための特別学級等の設置基準令 ・ 在外国民の教育に関する規定 ・ 各種学校に関する規則 ・ 教員資格の取得のための補修教育に関する規則 ・ 臨時教員養成のための小規定 	<ul style="list-style-type: none"> — 財政経済部(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者保護法 — 行政自治部(2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員教育訓練法 ・ セマウル運動組織育成法 — 文化観光部(7) <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館及び読書振興法 ・ 博物館及び美術館振興法 ・ 地方文化院振興法 ・ 観光振興法 ・ 学校運動場の利用及び開放に関する規則 ・ 青少年基本法 — 農林部(5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業基本法 ・ 農村振興法 ・ 農業協同組合法 ・ 農業機械化促進法 ・ 農業産学協同審議会規定 — 保健福祉部(8) <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業法 ・ 食品衛生法 ・ 児童福祉法 ・ 老人福祉法 ・ 母子保健法 ・ 障害人福祉法 ・ 淪落行為防止法 ・ 生活保護法 — 労働部(10) <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労基準法 ・ 男女雇用平等法 ・ 職業訓練基本法 ・ 技能者養成令 ・ 韓国産業人力管理公団法 ・ 職業安定法 ・ 雇用政策基本法 ・ 技能大学法 ・ 産業安全基本法 ・ 韓国産業安全公団法 — 法務部(3) <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年院方 ・ 保護観察等に関する法律 ・ 社会保護法 — 建設交通部(2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上交通安全法 ・ 交通安全法 — 環境部(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保護法 — 海洋水産部(2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産産学協同審議会規定 ・ 水産振興法 — 外交通商部(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興及び製品購買促進に関する法律

出典) 教育部『平生教育白書第』第4号、2000年、76頁。

⁵⁾ 「技能大学」というのは、産業の現場において必要とする多機能技術者、技能長などの高級人材を養成する目的で設立された教育機関。(2002年現在、23校)

5. 地方自治団体の平生教育関連条例

「平生教育法」第10条と第13条を中心に、平生教育法施行と関連した国家及び地方自治団体の役割についてみてみよう。

まず、第10条には、平生教育の効率的な実施のために、平生教育関係者相互間の協力増進のために、「平生教育協議会」を設置することを定めており、「平生教育協議会」も組織と運営に関する必要な事項に関しては、当該地方自治団体の条例を持って定めなければならないことになっている。これにより殆どの各地方自治団体では、「平生教育協議会」に関する条例を設けてなければならないことになった。

これに関連して慶尚北道の例を見ると、5人以上15人以内で「平生教育協議会」を構成しなければならないし、同協議会では「平生教育」と関連した協議、調整、支援体制の確立、及び相互間の協力増進に関する事項を調整することをその任務としている。これに関する事項は各市・道が同一である。

「平生教育法」第13条第3項では、教育監は管轄地域において地域住民を対象とする平生教育プログラムを運営しなければならないし、第1項の規定に基づき、その役割を果たす平生学習館を運営しなければならないと定められている。また、第4項には、平生学習館の運営は当該地方自治団体の条例によるが、地域の特性に応じて平生教育施設などを活用できると定めている。

これにより、各市・道教育庁では主に既存の公共図書館を平生学習館とし、平生教育を運営する方針を定めている。ソウル特別市教育庁の場合、「平生教育法」ではなく、「地方教育自治法」に基づき、1999年1月21日に、「ソウル特別市教育庁行政機構設置条例」（1999年1月15日制定、条例第3561号）の第6節第30条と第34条の規定により、ソウル市立22の公立図書館の中、4ヶ所を「平生学習館」に改編した。また、江原道の場合も、2000年5月13日、「江原道教育行政機構設置条例」に基づき、「春川中央図書館」を「平生教育情報館」と改編して平生教育施設として運営している。また、全羅南道でも、2000年9月20日、「全羅南道教育行政条例」に基づき、地域住民の多様な教育的要求に対処するため、「全羅南道社会教育館」を設置し、運営している。

次は、ソウル特別市の「平生学習館」運営に関する条例である。

第6節 ソウル特別市立平生学習館

第30条(設置)①法第41条の規定に基づき、地域文化センターとして学習資料を備え、地域住民に平生学習機会と社会各分野に関する知識と情報を提供するために、ソウル特別市立平生学習館（以下「平生学習館」と言う）を置く。

②平生学習館の名称と位置は別表4の通りである。

第31条(館長)平生学習館に館長を置き、館長は教育監の命令に従い、事務を統括し、

所属公務員を指揮・監督する。

第32条(業務)平生学習館は次の各号の事項を管掌する。

- 1.平生学習及び文化活動支援に関する事項
- 2.教育相談室の運営と支援に関する事項
- 3.資料の貸し出し、閲覧に関する事項
- 4.読書の案内、相談、及び閲覧指導に関する事項
- 5.分館運営に関する事項
- 6.この他、教育監が必要と認定する事項

第33条(分館)平生学習館に置く分館の名称及び位置は、別表5の通りである。

第34条(使用量の徴収)平生学習館の利用者は、別途条例が定めることに従い、使用料等を納付しなければならない。

一方、ソウル市のように「地方教育自治法」に基づく条例によって既存の公立図書館を「平生学習館」と改編した自治団体とは異なって、「平生教育法」に基づき平生学習館運営条例により平生学習館（又は平生教育センター）を独自に設けた団体もある。その代表的な例が忠清北道、忠清南道、済州道、大田広域市、大邱広域市である。忠清北道教育庁では、2000年10月13日に、「平生学習に関する条例」（条例第2610号）を、大田広域市は、2000年12月に、「平生学習館運営条例」（大田広域市条例代2974号）を、大邱広域市も「広域市平生学習館運営条例案」などを設けて、独自に運営している。また、これらの市・道とは違って、京畿道光明市では1999年6月29日に、「光明市平生学習センター設置及び運営条例」（条例第1140号）を制定、公布して「平生学習センター」を運営している。

II 平生教育センターの設立及び機能

1. 中央と地域における平生教育センターの設立

韓国では、1999年8月31日に、公布された「平生教育法」に基づき、中央機関として「平生教育センター」が、各市・道に「地域平生教育情報センター」が、各市・郡・区に「平生学習館」が設立されるようになった。即ち、地方自治団体においても「地域平生教育情報センター」と「地域平生学習館」の設置、運営が義務化され、これにより「平生教育社会」の基盤造りに拍車をかけるようになった。

同法第12条第3項には「教育監は、管轄区域において地域住民を対象に平生教育プログラムの運営と第1項の規定による機能（平生教育に対する研究、平生教育従事者に対する研修、及び平生教育に関する情報の収集、提供等）を遂行する平生学習館を運営しなければならない」と定めている。

また、第14条第1項では「教育部長官及び教育監は、平生教育団体、又は、平生教育施設を指定し、第13条第3項の規定による平生学習館の機能と平生教育の情報提供、平生教育の相談などを遂行する地域平生情報センターを運営することができる」と定めており、地方自治団体が住民の平生教育に積極的に支援することができるようにした。

また、同法第14条第2項には、「教育部長官、又は、教育監は、地域平生教育情報センターを中心に、平生教育団体、及び平生教育施設の相互連携システムを構築しなければならない」と定め、地域の平生教育情報センターは中央の平生教育センターと緊密に連携をとりながら、地域住民のための平生教育提供と情報提供の求心的な役割を果たさなければならないことを示唆している。

ここでは、政府の平生教育専門機関である平生教育センターと、地方の地域平生教育センターを中心に、その性格と、役割、平生教育関連の支援システム等について紹介する。

平生教育センター、地域平生教育情報センター、及び平生学習館は、共に、①平生教育に関する研究、②平生教育従事者に対する研修、③平生教育に関する情報の収集、提供の機能を遂行することになっている。これに、地域平生情報センターは平生学習の相談機能を、平生学習館は平生教育プログラムの運営機能を遂行することになっている。

教育部の平生教育センター、及び地域平生教育情報センターの指定書に明示されたように、平生教育センターと地域平生教育情報センターとの連携と、システム構築のための交流、協力は必修である。

2. 中央の平生教育センターの機能及び役割

「平生教育法」の施行により、既存の教育部の行政組織以外に、平生教育支援のための

行政専門組織である平生教育センターが設けられた。「平生教育法」第13条（平生教育センター等の運営）により、教育部長官は平生教育に関する研究、平生教育従事者に対する研修、及び平生教育に関する情報の収集、提供などの機能を遂行する平生教育センターのヘッド機関として2000年2月15日、韓国教育開発院（KEDI; Korean Educational Development Institute）を指定した。平生教育センターは、主に、教育部が委託した中央レベルでの平生教育関連の研究、研修、情報業務を行っている。

平生教育専門機関である平生教育センターでは、「平生教育法」第13条第1項に明示された平生教育に関する研究、平生教育従事者に対する研修、及び平生教育に関する情報の収集と提供の機能を遂行する。

平生教育の3大機能は、前述のように、①平生教育に関する研究、②平生教育従事者に対する研修、③平生教育に関する情報の収集と提供である。教育部が韓国教育開発院を平生教育センターのヘッド機関として指定、与えた業務は、以上の3大業務以外に、地域平生教育情報センターとの協力、その他平生教育に関する教育部長官の委託業務が加わった。

現在、平生教育センターは、韓国教育開発院の組織として編成されている。韓国教育開発院は、法に基づき平生教育の機能を遂行するため、既存の「平生学習研究部」を、「平生教育センター」として拡大、改編した。平生教育センターの組織は、平生教育センター運営室、学点銀行制運営室、人的資源研究室とある。この中から「平生教育法」に明示された平生教育センターの機能を遂行する組織は、平生教育センター運営室で、同運営室は、研究企画チーム、研修運営チーム、及び情報支援チームと三分化されている。

上記の基本組織以外に、平生教育センターの主な業務を審議、議決する機関として「平生教育センター運営委員会」を設けている。この委員会は、平生教育センター、「韓国職業能力開発院」（KRIVET; Korean Research Institute for Vocational Education & Training）⁶⁾、「韓国教育学術情報院」（KERIS; Korea Education & Research Information Service）⁷⁾、「教育部」、平生教育関連学会、及び団体の有志等からなる。

平生教育センターの2000年の主な事業目標は、平生教育センターの機能を円滑に遂行していくための運営基盤を造成することであり、事業推進の基本方向、事業内容、及び推進戦略は、次の通りである。

1) 平生教育センターの運営基盤造成事業

平生教育センターは2000年に組織された機構として、その機能は今後の平生教育

⁶⁾ 国家の人的資源開発と国民の平生職業能力開発事業を支援することを目的に、1997年9月に、組織された政府出資の総理室傘下の研究機関。

⁷⁾ 学校教育、平生教育、学術研究に必要な専門的な情報を総合的に提供することを通して韓国の教育発展に貢献することを目的に、1994年4月に、組織された政府出資の研究機関。

センターの事業の本格的な推進のための運営基盤の造成にある。このために、平生教育及び平生教育計画発展計画の樹立、人的資源の段階的な確保、施設、設備の拡充、今後の予算の確保、関連機関との協力体制の構築など、インフラストラクチャー構築事業を推進する。

2) 地域平生教育情報センター運営の活性化事業

「平生教育」の活性化は地域平生教育の活性化にかかっているため、平生教育センター事業推進の基本方向を、各地域の平生教育情報センターが、地域住民のための平生教育の機会拡充と情報提供の求心的な役割を果たせるよう、その運営を支援しながら、中央の平生教育センターとの連携システムを構築する。

3) 平生教育情報化体制構築事業

平生教育の情報化は、平生教育を活性化するためには必修要件である。「平生教育法」第 15 条では国家、及び地方自治団体が情報化関連の平生教育課程の開発に積極的に努力するよう、明示している。情報化関連事業は、今年度の主な事業で事業推進の基本方針は「平生教育」の情報化である。平生教育情報化事業として、平生教育の情報サービスのためのネットワークとデータベースの構築を重点的に推進する。

表2)平生教育センターの2000年事業推進実績及び活動の内訳

事業名	単位事業	推進方法
平生教育センターの運営・支援	・平生教育センター運営体制の構築	・運営委員会及び実務委員会の協議会の組織・運営 ・韓国職業能力開発院、韓国教育學術情報院等の関係機関との協力体制の構築
	・平生教育センター及び地域平生教育情報センターの長期、短期発展計画の樹立	・協議会 ・要求及び実態調査 ・外国の事例分析
	・平生教育士の養成、研修、総合計画の樹立、及び地域平生教育情報センター担当者の研修プログラムの開発、運営	・要求調査 ・ワークショップ
	・地域平生教育情報センターの設置、運営への支援、及び中央平生教育センターとの連携体制の構築	・教育部、市・道教育庁と共同推進 ・地域平生教育情報センター選定審査委員会の構成、運営 ・協議会
	・国家水準の平生教育情報センターの基盤構築及びコンテンツの確保	・有償情報の購入 ・情報交流の協約締結
	・平生教育の相談及び交流協力体制の構築	・平生教育センター案内資料（韓国文・英文）の発刊及び配布 ・平生教育センターニュースレターの発刊及び配布 ・国際交流協力
	・21世紀における韓国平生学習社会の建設の方向と課題設定のためのセミナー	・韓国平生教育学会と共同開催
平生教育総合情報システム構築・運営	・平生教育機関ネットワーク及びDBの構築 ・講師情報銀行制システムの開発及びDBの構築	・専門企業用役 ・技術評価委員会を組織、運営

出典) 教育部『平生教育白書第』第4号、2000年、123頁。

3. 地域の地域平生教育情報センターの機能及び役割

「平生教育法」第14条第1項によると、上記のような機能を遂行する地域平生教育情報センターを教育部長官、及び教育監が平生教育団体、又は、平生教育施設の中から、指定することになっている。

この規定により、教育部では、2000年5月、各市・道教育監に、地域平生教育情報センターとしての機能を果たせる適正な機関を選定して、複数の機関を推薦するよう指示した。

16の市・道から推薦された機関は計41機関で、地域、及び類型別志願状況について

みると、表3と4のとおりである。

表3) 地域別平生教育情報センター志願状況

市・道	ソウル	仁川	大邱	光州	大田	蔚山	釜山	京畿	計
機関数	4	2	2	3	2	3	2	3	41(3)
市・道	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	
機関数	2	2	6(3)	2	3	2	2	1	

出典) 教育部『平生教育白書第』第4号、2000年、125頁。

注: () のなかの数は、コンソーシアム (Consortium) として志願した機関である。

表4) 機関類型別志願状況

分類	国立大学	私立大学	機能大学	専門大学	図書館	平生学習館	研修院	職業学校	文化会館	計
機関数	5	14(1)	2	5(1)	8(1)	2	2	1	2	41(3)

出典) 教育部『平生教育白書第』第4号、2000年、126頁。

注: () のなかの数は、コンソーシアム (Consortium) として志願した機関である。

教育部では、評価の公正性、客観性、専門性を確保するために、平生教育センターと協力し、「選定審査委員会」を組織し、審査を実施した。平生教育センターの主管で、「教育部」、「韓国職業能力開発院」、「韓国教育學術情報院」、大学、及び専門家からなる委員会を組織し、書類審査及び現場訪問審査を通して、最終的に厳正なる選考をした。選考基準は、情報化基盤の構築、及び運営能力、稚氣平生教育情報センターの機能遂行における適合性、平生教育に関する情報の収集、提供、及び相談機能を果たせる施設、設備、資料、及び人的資源、平生教育プログラム運営の実績、平生教育専門人力の配置、機関の地域発展寄与度、代表性、学習者にとって利用しやすさ、地域住民の利用度、などである。平生教育情報センターとして選定された機関の地域別、類型別分布についてみると、表5に示したよう、全国の16の市・道で23の機関で、うちコンソーシアム (Consortium) が8ヶ所、図書館が8ヶ所 (34%) である。高等教育機関は、国立大学、私立大学、専門大学を合わせ、全体の42%で図書館より大きい比重を占めた。

表5) 選定機関の類型別分布状況

分類	国立大学	私立大学	専門大学	図書館	平生学習館	公共研修院	文化会館	計
機関数	3(1)	5(4)	2(2)	8(1)	2	1	2	23(8)
	13%	21%	8%	34%	8%	4%	8%	100 % (34)%

出典) 教育部『平生教育白書第』第4号、2000年、129頁。

注: () のなかの数は、コンソーシアム (Consortium) 機関である。

地域平生教育情報センターとして選定された教育機関は、①中央単位の平生教育センターと相互連携体制の構築、②地域平生教育団体、及び平生教育施設の相互連携体制の構築、③平生学習館の機能、④平生教育の情報提供、及び平生学習の担当、⑤平生教育機関従事者の研修、⑥地域住民のための平生教育プログラムの開発、運営をしなければならない。特に、2000年と2001年には中央単位の平生教育センターとの相互連携システムの構築と地域における平生教育団体、及び平生教育施設との連携システム、そして中央の平生教育センターが平生教育総合サービス体制の構築事業の一環として推進している平生教育機関のデータベース化事業に、協力しなければならない。

Ⅲ 平生教育の行・財政のシステム

1. 中央の平生教育行政インフラストラクチャー

ここで、韓国の教育部における平生教育担当部署の変遷についてみてみよう。

表6) 教育部平生教育担当部署の変遷

年 月 日	局 名	課 名	その他
1946年7月10日	成人教育局 教化局	啓蒙課、再教育家、教導課、体育課 芸術課、文化施設課	
1948年11月4日	文化局	生活改善課、成人教育課、教導課、 芸術課、体育課	
1955年2月17日	文化局	社会教育課、芸術課、体育課、文化 保存課	
1961年10月21日	文芸局	社会教育課、芸術課、文化交流課	体育局の新設に より体育課廃止
1963年12月13日	文芸局	社会教育課、芸術課、体育課、国際 教育課	体育局の廃止に より体育課新設
1968年7月24日	社会教育局	社会教育課、体育課、国際教育課	
1970年1月26日	社会教育局	社会教育課、体育課、同胞担当課	
1970年8月30日	社会教育局	社会教育課、国際教育課	体育局の新設に より体育課廃止
1977年2月28日	社会教育局	社会教育課、国際教育課、在外国民 教育課	在外国民課新設
1978年3月14日	社会国際教 育局	社会教育課、国際教育課、在外国民 教育課、留学生課	留学生課新設
1983年2月23日	社会職業教 育局	社会教育課、青少年課、専門大学行 政課、専門大学学務課	専門大学の業務 を担当し始め、教 育協力課と在外国 民課は教職局の 業務となる
1986年8月25日	社会国際教 育局	社会教育振興課、社会教育制度課、 教育協力課、在外国民教育課	
1994年5月17日	社会国際教 育局	社会教育企画課、社会教育振興課、 国際教育協力課、在外同胞教育課	
1996年7月5日	平生教育局	平生教育企画課、平生教育振興課、 平生教育管理課	社会国際教育局 から分離、独立
1998年2月28日	平生教育局	平生学習政策課、平生学習振興課、 産業教育政策課、専門大学支援課	産業教育及び専 門大学を含む
1999年5月24日	平生教育局	平生学習政策課、産業教育政策課、 専門大学支援課	経営診断振興と 業務を政策課と して統合
2001年1月31日	平生職業教 育局	平生学習政策課、職業教育政策課、 専門大学支援課	

出典) 教育部『「平生教育法」「平生教育法施行令」「平生教育施行規則」の解説資料』2000年4月、305ページに基づき作成。

以上の表から窺えるように、2001年、1月、「平生教育局」は、「平生職業教育局」と改称され、平生職業教育への行政的支援のために、平生教育インフラストラクチャー構築に全力を尽くしている。

平生教育の法的インフラストラクチャーである「平生教育法」では、平生教育の行政的インフラストラクチャー構築のために、国家、及び地方自治団体の平生教育の行・財政的支援の強化を明示している。

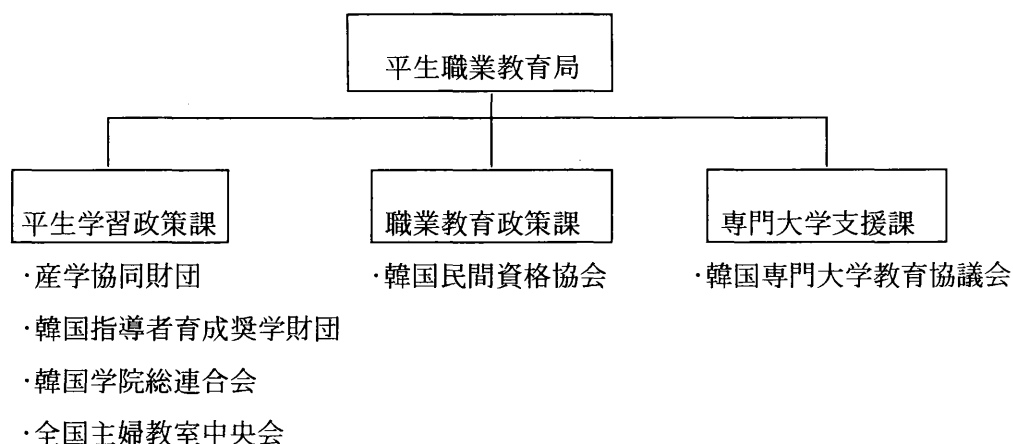
同法第9条（国家及び地方自治団体の任務）によると、国家及び地方自治団体は、この法律と他の法令の定めることにより、平生教育施設の設置、「平生教育士」の養成、平生教育プログラムの開発、及び平生教育機関に対する経費補助等の方法ですべての国民に平生学習の機会が与えられるよう、努力しなければならないし、国家及び地方自治団体は、その所管する団体・施設・事業体などの設置者に対して、平生教育の実施を積極的に勧奨しなければならないとある。ここで言う国家レベルでの業務とは、

- ① 公共部門、民間事業部門、社会奉仕部門など、各領域において平生教育が活性化されるよう、総合的な平生教育政策の樹立、施行、②平生教育機関の行・財政的支援、③平生教育センター等の平生教育専門支援機関の設置、運営、④「学点銀行制」、独学による学位取得等、平生教育の制度運営に必要な行・財政的支援、⑤成人教育など平生教育課程履修者の社会的大愚の賦与、⑥平生学習プログラム及び学習資料の開発への支援、⑦「平生教育士」の養成、及び再教育、教育担当者及び管理者の研修教育への支援、などである。

こうした国家レベルでの支援体制の強化のため、教育部平生職業教育局では、次のような組織を通して平生教育支援体制を構築、強化している。

教育部の平生職業教育局には、図1に示したように、「平生学習政策課」、「職業教育政策課」、「専門大学支援課」がある。

図1) 教育部の平生職業教育局の組織及び業務



次の表7は平生職業教育局の各課の主な事業内容を示したものである。

表7) 教育部平生職業教育局の平生教育行政管掌業務

課別	分掌業務
平生学習政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・平生教育政策に関する政策の樹立、調整 ・平生教育機関、団体、施設の育成、及び運営支援 ・サイバー大学の設置、運営等に関する基本計画の樹立 ・教育部所管非営利法人の設置、廃止、及び運営の支援 ・放送通信教育に関する基本政策の樹立、及び運営支援 ・放送大学、通信大学、及び放送通信大学の設置、廃止、及び運営支援 ・学院の設立運営に関する基本政策の樹立
職業教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業教育、職業教育訓練、及び資格制度に関する政策の樹立、調整 ・実業系、一般系高校の職業教育、及び高校卒業後の専門職業教育に関する事項 ・産学協同教育に関する基本計画の樹立、及び産業界現場実習への支援 ・韓国職業能力開発院の教育関連事業計画に関する事項 ・技術大学、技能大学の設置、廃止、及び運営支援
専門大学支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・専門大学教育に関する基本政策の樹立 ・専門大学、及び専門大学を設置、経営する学校法人の設立、廃止 ・専門大学の学生定員に関する事項 ・専門大学に学事管理、及び教育課程の研究、開発 ・専門大学、及び専門大学を設置、経営する学校法人の予算、決算、及び財産管理に関する事項 ・韓国専門大学教育協議会の運営支援

この他にも、教育部長官の諮問機構として設けられた「教育人的資源政策審議会」⁸⁾の一分科会の「平生国際教育分科会」を通して、平生教育に関する政策の諮問を受けている。

2. 地方の平生教育の行政組織

地方自治団体の平生教育振興及び支援のための、地域における平生教育推進機関である「地域平生教育情報センター」「平生学習館」の設立、及び「平生教育協議会」の発足を義務付けた「平生教育法」の制定により、今まで中央に集中していた平生教育関係の行政機能が漸次地方自治団体へ移転されるようになった。これによって、地域単位の平生教育関連行政、及び政策業務のために、現在、市・道教育庁では平生教育関連の行政組織も整備されつつある。各地方自治団体では、独自に「平生教育体育課」「科学平生教育課」「平生教育課」「体育平生保健課」「社会体育保健課」「平生教育体育課」などを設けて、平生教育社

⁸⁾ 21世紀知識情報化社会の相応しい人材育成のための教育人的資源開発等に関する大統領の諮問に応じるために設置された大統領の諮問開講。1998年7月、「新しい教育共同体委員会」として発足し、2000年9月に「教育人的資源政策審議会」と改称された。

会の基盤作りに全力を尽くしている。例えば、ソウル市教育庁平生教育体育課の場合、平生教育企画、制度（学院含む）、管理改善及び運営指導、平生教育施設（学院含む）の設置、閉鎖及び運営指導、学点銀行制の運営、学校施設を利用した平生教育の運営指導、学歴認定平生教育施設（学校型の中の高校課程）の教育課程の運営などを通して、平生教育の構築を目指している。

地域レベルでの平生教育の支援体制についてみると、①地域住民の学習費及び研修教育の支援、②各級学校の新築の際に地域社会のための教室も新築、③生活保護対象者等収入の低い家庭に対する教育費の支援、④余暇及び文化教育など各種平生教育課程の支援、⑤各級学校及び団体の地域社会教育運動への支援、⑥青少年、女性、高齢者等のための成人教育プログラムへの参加、及び学習費の支援、⑦零児、幼児教育、社会福祉、職業訓練等に対する学習費を支援、⑧公務員研修院、区民会館、文化センター、地域社会学校などを活用して各種団体及び平生教育機関従事者の資質向上のための研修教育の実施する、などがある。

これらの事業のために、設立されたのが「地域平生教育情報センター」「平生学習館」及び「平生協議会」の発足である。

地域平生教育情報センターは各市・道教育監が指定、運営するもので、その役割は平生学習、平生教育情報提供、平生学習相談といったことにあり、すべての国民が、いつ、どこでも願う平生学習情報を入手できるよう、多様な平生教育プログラムを設けなければならない。

また、市・郡・区の単位で設置された「平生学習館」は、「平生教育法」第13条第3項により、地域住民を対象に教育プログラム運営、「平生教育」に関する研究、「平生教育」従事者に対する研修、「平生教育」に関する情報の収集、提供しなければならないことになっている。

3. 「平生教育」における財政状況

学校教育に関する財政は、主に、教育部と市・道、及び市・郡・区教育庁を中心に配分、支給するのに対して、「平生教育」に関する財政は教育部だけではなく、他の部・処（省・庁）と地方自治団体からも支援されるからである。実際に、政府の各部・処と地方自治団体では、教育部の政策とは別に、「平生教育」事業を推進してきた。従って、「平生教育」の財源の範囲は、学校の財源より、包括的でもあると言える。

教育部の『平生教育白書』には、「平生教育」に直接に関連する一般的な事項として、次のようなものを挙げている。

- ・平生教育関係者のための教育、又は研修費用（職員の職務能力の涵養のための教育、海外研修、技能取得のための教育）

- ・成人のための教育費用
- ・青少年のための教育費用
- ・職業教育及び訓練費用
 - －文化院、科学館、博物館、文化基盤の施設、美術館、文化の家、国楽院、文化学校等の建設及び運営費用
- ・図書館建設及び運営費用
- ・在所者教育、訓練費用
- ・指導者養成教育費用
- ・教育プログラムの開発及び実施費用
 - －教育部以外の部ところが管掌する教育機関の運営費用（警察大学、税務大学等）
 - －放送通信高等学校、各種学校、放送通信大学等の教育機関の運営費用等

1) 中央政府の平生教育財政

各中央部・処多様な分野の平生教育関係法律に基づき平生教育関連財政を執行している。教育部を始め、「行政自治部」「文化観光部」「保健福祉部」「情報通信部」等の各部・処において平生教育事業を行っている。中央政府が実施している平生教育の財政は、「平生教育事業費」という名目ではなく、「防衛費」「教育費」「社会開発費」「経済開発費」「一般行政」「地方財政」等の歳出項目に部分的に含まれている。そのなかから、特に、平生教育財政と密接に関わっているのは、「教育費」のなかから「社会教育及び体育」項目と、「社会開発費」のなかの「教育及び文化」項目、「人力開発及び人口対策」項目である。しかし、これらがすべて平生教育財政とはいえないし、これら以外の項目にも平生教育財政が含まれていると言える。

表8)中央政府の機関別平生教育の予算総括 (単位：千ウォン)

機関名	予算総計(a)	平生教育予算 (b)	構成比 (b/a)%	平生教育予 算規模順位	平生教育予算 比率順位
立法部(国会)	188,750,319	18,674,104	9.89	12	6
司法部(最高裁判所)	630,249,958	77,745,739	12.34	7	4
憲法裁判所	9,452,003	41,365	0.44	32	23
中央選挙管理委員会	89,341,246	285,559	0.32	30	25
行政部
国務総理室	548,073,560	11,891,110	2.17	16	11
法務部	1,078,834,627	83,071,603	7.70	5	8
財政經濟部	12,301,941,693	7,092,316	0.06	18	29
統一部	136,199,020	4,844,923	3.56	20	10
外交通信部	561,723,556	4,489,177	0.80	21	18
行政自治部	5,508,196,810	80,547,104	1.59	6	14
教育部	19,127,027,920	130,338,632	0.68	3	20
科学技術部	878,124,255	88,166,588	10.04	4	5
情報通信部	4,215,326,534	31,736,904	0.75	10	19
文化観光部	920,601,516	303,816,457	33.00	1	2
農林部	12,881,877,819	5,320,000	0.04	19	31
海洋水産部	2,709,134,579	13,922,227	0.51	14	21
環境部	1,737,557,602	1,255,320	0.07	25	28
労働部	633,043,195	280,416,744	44.3	2	1
産業資源部	2,002,425,328	1,308,000	0.07	24	27
保健福祉部	4,781,824,355	42,392,775	0.89	9	17
女性特別委員会	10,906,735	1,542,501	14.14	23	3
監査院	45,516,188	954,343	2.10	27	12
国家報勲庁	10,079,984,421	500,000	0.00	28	32
公正取引委員会	17,276,699	249,509	1.43	31	15
文化財庁	255,816,802	20,892,271	8.17	11	7
国税庁	693,242,913	3,381,644	0.49	22	22
調達庁	127,222,779	424,597	0.33	29	24
中小企業庁	2,051,146,317	1,000,000	0.05	26	30
警察庁	3,487,764,254	43,171,016	1.24	8	16
農村振興庁	323,372,319	14,446,654	4.47	13	9
山林庁	800,548,128	13,174,337	1.65	15	13
鉄道庁	5,260,328,300	7,816,959	0.15	17	26
平生教育事業施行32機関計	93,642,381,768	1,294,907,368	1.38	.	.
総計	118,916,976,000	1,294,907,368	1.08	.	.

出典) 教育部『平生教育白書』第4号、2000年、60ページ。

注) 平生教育を推進してない中央行政機関を含む国家一般会計、及び特別会計の歳入、歳出予算の総計。

韓国の中央部・処の2000年度平生教育関係予算の総計は、約1兆2949億ウォンに達す

る。政府の部・処のなかで最も平生教育に関する予算を設けているところは「文化観光部」の3,038億ウォンで、2位は「労働部」の2,804億ウォン、その次が「教育部」で1,303億ウォンである。予算の中で平生教育が占める比率が最も高い部・処は、「労働部」で全体予算の44%を費やしており、次が「文化観光部」の33%、「女性部」の14%、最高裁判所の12%である。ちなみに「教育部」は、0.68%で中央の32の行政機関中、20位である。

政府各部・処の平生教育予算を教育の特性に応じて分類してみると、次の表9の通りである。

表9)中央政府機関の機能別平生教育予算

機能別	平生教育予算	構成比 (%)	順位
職員研修	213,070,832	16.45	3
職業訓練	189,893,173	14.67	4
傘下学校	375,149,420	28.97	1
成人一般	56,204,023	4.34	7
女性教育	19,135,401	1.47	9
意識涵養及び市民教育	12,412,409	0.96	10
青少年	53,829,867	4.16	8
文化及び体育施設の運営	235,782,373	18.21	2
図書館運営	68,363,422	5.28	6
在所者教育	71,066,448	5.49	5
総計	1,294,907,368	100.00	

- ・ 職員研修：所属機関の公務員教育訓練、及び研修、教員研修
- ・ 職業訓練：労働部職業訓練事業、農林部施行農漁民教育事業、及び山林庁の林業技能人の養成、海洋水産部漁業人訓練、法務部受刑者職業訓練、教育部職業能力認証制、及び高齢者再就職機会拡大と教育事業等
- ・ 傘下学校：科学技術院、及びその他の部・処の傘下学校
- ・ 成人一般：教育部の平生教育事業、科学技術部の国民情報化教育、統一教育、保健福祉部、保険教育等
- ・ 女性教育：女性特別委員会、男女差別改善、及び女性能力開発事業、労働部女性関連職業教育、職場におけるセクハラ予防、科学技術部の女性情報化教育への支援
- ・ 意識涵養及び市民教育：韓国女性開発院、韓国精神文化研究院、労使協力事業
- ・ 青少年：国務総理室施行青少年薬物乱用予防、及びその対策など青少年関連事業
- ・ 文化及び体育施設：博物館、展示館、科学館、生活体育活性化事業等
- ・ 図書館：国立中央図書館など、各機関傘下の図書館、及び農漁村の図書館の支援
- ・ 在所者教育：在所者及び少年院の管理

出典) 教育部『平生教育白書』第4号、2000年、61頁。

政府部・処の平生教育に関する予算の全体の中で規模が最も大きいのは、傘下学校に対する支援である。科学技術院、消防学校、警察学校などに人材の養成のために、予算を費やしている。その次が、文化及び体育施設に対する運営経費、職員研修、及び職業訓練である。一般の人を対象にする成人平生教育の比率は0.65%で、図書館運営、在所者の教育が、それぞれ5%を占めている。一方、女性教育は1.47%、意識の涵養、市民教育は0.96%にすぎない。従って、中央部・処の平生教育予算は、主に傘下学校運営、公務員及び一般の人の職業訓練、文化及び体育施設の運営に使われていることが窺える。

2) 教育人的資源部平生教育局の予算

次の表10は、2000年度教育人的資源部平生教育局の予算の現況である。

表10) 2000年度平生教育局予算現況 (単位百万ウォン)

事業名	1999 予算	2000 予算	増減	
平生 学 習 政 策 課	1.平生教育振興支援	335	217	△118
	2.門下生学歴認定制運営	100	58	△42
	3.学校施設利用平生教育支援	80	80	・
	4.高齢者教育支援	・	200	200
	5.平生教育センター及び地域センター運営	・	600	600
	6.学歴認定社会教育施設支援	770	793	23
	7.社会教育機関支援	28	28	・
	8.放送通信高校運営の活性化	150	100	△50
	9.平生学習情報交流網の構築	・	332	332
	10.大邱学生文化会館の建設	10,000	・	△10,000
小計	11,463	2,408	△9,055	
職 業 教 育 政 策 課	1.農・漁村地域の実業系高校の改編	3,200	2,848	△352
	2.国立工業高校の実習機材の拡充	3,389	2,500	△889
	3.一般系高校の職業教育	2,922	2,888	△34
	4.実業系高校体制の改編及び充実	51,303	47,397	△3,906
	5.産学協同促進事業	3,000	2,000	△1,000
	6.進路情報センター	300	100	△200
	7.職業能力認証制の運営	100	50	△50
	8.工業高校2+1体制運営	94	・	△94
小計	64,308	57,783	△6,525	
専 門 大 学 支 援 課	1.専門大学実験実習費支援	3,500	8,000	4,500
	2.専門大学の多様化、特性化育成	65,540	80,000	14,460
	3.専門大学再就職前進教育支援	10,000	・	△10,000
	4.国立特殊専門大学設立支援	6,702	16,715	10,013
	5.実業系高校の連携教育課程運営	3,000	4,000	1,000
	6.公立専門大学への運営費支援	4,000	4,000	・
	7.専門大学の実習機材の拡充	70,000	70,000	・
	8.専門大学の優秀な産業研究所支援	2,100	2,400	300
	9.韓国専門大学協議会への補助	364	364	・

	10.専門大学の評価運営への支援	56	79	23
	11.専門大学教員の産業体への研修	839	839	.
	小計	166,101	186,397	20,296
合計		241,872	246,588	4,716

出典) 韓国教育新聞社『韓国教育年鑑2001』2001年5月、367頁より再引用。

表10に示したように全体的に1999年より増加し、中でも平生教育センター及び地域平生教育センターの設立への支援と高齢者教育、平生教育情報交流構築等に前年度に比べ増加したことが窺える。

3) 地方自治団体の平生教育予算

「平生教育法」の地域平生教育の活性化条項と地域住民の平生教育に対する高いニーズに応じて、地方自治団体の平生教育関連予算と事業が増大されつつある。これは、地域住民の平生教育に対する要求の高まりとそれに応じた各種教育、コンピュータ及び職業教育、など、地域住民のための教育プログラムの増加によるものである。

2000年現在、韓国における地方自治団体の部門別歳出予算のなかで、平生教育に関わる事業が占める予算についてみると、一般行政部門の公務員の教育や訓練に126億ウォン(0.04%)、青少年育成に645億ウォン(0.2%)、図書館建設に601億ウォン(0.19%)、文化振興に2,641億ウォン(0.83%)、体育事業に7,818億ウォン(2.47%)など、総1兆1,678億ウォンで、地方自治体予算の3.7%を占めている。

4) 市・道教育庁の平生教育予算

教育部系列の平生教育関連地方行政組織には市・道の教育監、及び市・郡・区の教育長とその傘下の機関が含まれる。地方教育財政は、教育行政費、教育事業費、学校費、施設費、私学支援金、教育委員会費、諸支出経費、予備費等からなる。この中から70%程度は学校教育に投入されている。一方、平生教育分野に投入される財政は、多方面に渡って部分的に投入される。特に、平生教育関連費用についてみると、教育行政費のなかの教育支援機関運営費、と教育事業費のなかの社会教育費、体育事業費、再教育費である。しかし、これらがすべて平生教育関連財政とはいえない。これらのなかには学校教育関連財政も少なくないからである。また、これらの項目以外にも平生教育関連財政もある。

2000年度市・道教育庁の教育費予算歳出についてみると、初等・中等の一般学校関係が88%以上を占めている。平生教育関係は0.2%である。教育庁の平生教育費は社会教育施設への支援と図書館、及び平生学習館の運営に使われる。市・道教育庁の予算と地方自治団体の予算とを比較してみると、次の表に示したように、前者が後者の5分の1にも至らないことが窺える。

表 1 1)6 の市・道地方自治団体と市・道教育庁との平生教育予算比較 (単位：千ウォン)

地域	地方自治団体平生教育予算 (a)	市・道教育庁平生教育 予算(b)	(a/b)
ソウル特別市	69,142,979(0.35%)	12,260,391(0.39%)	563.95%
釜山広域市	35,449,415(0.96%)	4,204,946(0.32%)	843.04%
京畿道	59,976,029(1.93%)	3,657,245(0.11%)	1,639.92%
忠清南道	20,134,818(1.57%)	1,258,867(0.13%)	1,599.43%
全羅北道	13,495,137(1.02%)	600,952(0.06%)	2,245.62%
濟州道	9,308,805(2.03%)	651,097(0.23%)	1,429.71%
総計	207,507,188(0.70%)	38,885,539(0.20%)	533.63%

出典) 教育部『平生教育白書』第4号、2000年、70頁。

注) () の中の数字は全体予算の中で平生教育予算が占める比率である。

市・道教育庁の平生教育事業は図書館、及び平生学習館運営と社会教育施設支援に止まり、市民のために多様な平生教育プログラムを運営する地方自治団体の平生教育事業とかなりの差を見せている。

以上のように、中央であり、地方であり平生教育関連の予算や財政は非常に劣弱な水準である。特に教育部と市・道教育庁の予算が学校教育中心となり平生教育に対する投資が衰弱であることが窺える。国民に平生学習の機会を与え、生活の質を高め、国家競争力の確保のためには、平生教育に対する予算の増額と財源の拡充など、画期的な改善策が要求される。そのために、今後、国庫補助金を教育部の教育政策に応じて学校教育より平生教育に配分する方案と平生教育の活性化のために免税、また財源の拡充のための「平生教育発展基金」制度を設けるなどの方案が論議されている。

Ⅳ 生涯教育社会の構築を目指す

－「学点（単位）銀行制」及び「教育口座制」－

1. 「学点銀行制」(Credit Bank System) の導入

これまで韓国では、学校で受けた教育のみが制度的、社会的に認定される「学歴中心社会」であった。このため大学進学のための競争を加熱させる結果となった。そこで、教育部では、学歴中心社会を排除する目的で、高卒者については正規の大学に通わず、社会の各種教育・訓練機関の教育課程を履修した者に「学点」（単位）を与え、それを累積して学位が取得できる「学点銀行制」を設けた。

この制度は、2年間(1998～99)の試験的施行を経て、2000年からは本格的に実施されたもので、高卒者をはじめ、大学中退者、各種資格取得者などが、高等教育を受けることができるようになった。

この制度の実施に当たり教育部は、1996年11月「平生教育（生涯学習）振興総合計画」を設け、「学点銀行制」を重点的に研究した。

その後「学点認定等に関する法律」（法律第5275号、1997年1月13日）、と「学点認定等に関する法律施行令」（大統領令）及び「学点認定等に関する法律施行規則」（教育部令）など、学点認定に関する関係法律を制定、公布した。

この制度について、「学点認定等に関する法律」には、「評価認定を受けた学習課程を履修した者などに学点認定を通して学歴認定と学位取得の機会を提供することによって、平生教育の理念を具現し、個人の自己実現と国家社会の発展に寄与する」ことが主要な目的とされている。

1) 「標準教育課程」とは

「学点銀行制」を通して学位取得を希望する者は、まず自分の専攻分野を定め、教育部が告示した「標準教育課程」に基づき教養、専攻、一般選択教科を履修しなければならない。「標準教育課程」というのは、「学点認定等に関する法律施行令」第17条によって定められたもので、それには学習者の資格、学点認定、学歴認定、学位授与等に関する基準が記されている。では、ここで、まず高等学校卒業者を中心に学習基準から学歴取得に至るまでの学習課程について紹介する。

「学習基準」

- ア. 学習内容：学歴として認められない大学、及び専門大学に準ずる各種学校、社会教育法に基づき設立された社会教育施設、及び放送局、新聞社などの設立している各種カルチャーセンター、その他、教育部長官が認めた教育・訓練機関等が実施する。大学又は専門大学（短期大学）の教育水準に相応しなければならない。
- イ. 教員の資格：教育法が定めた専門大学の専任講師以上の資格者

ウ. 施設、設備、学習課程等：大学又は専門大学レベルの水準

「学点取得の基準」

ア. 講義時間は、50分(実験、実習、実技の場合は100分)を一単位とし、15単位を履修すると1学点とする。

イ. 大学に該当する課程は年間36学点、専門大学は年間40学点を超過することはない。

「学歴認定」

「学点銀行制」を通して受けられる最大の学点は、大学課程の場合は1年間36学点、専門大学の場合は1年間40学点であり、一つの教育機関で履修できる最大学点は、大学の場合105学点、専門大学は60学点で、履修した学点が累積され140学点以上(教養30学点・専攻60学点・選択50学点以上)であれば大学卒業の学歴を、80学点以上(教養21学点・専攻45学点・選択20学点以上)であれば専門大学卒業学歴が認定される。但し、3年制の専門大学の場合は、120学点(教養21、専攻54、選択45学点以上)。

また、前述の国家試験による各種資格取得者、及び「独学士」の場合は、次の通りである。

資格証取得の場合、「技術士」資格は45学点、「技能長」は39学点、「技師」1級は30学点「技師」2級及び「技能士」1級は24学点が、その他ワードプロセッサ1級には24学点、簿記1級には8学点、秘書2級には4学点が認定される。(1999年3月28日より、「技師」は30学点、「産業技師」は24学点、その他の資格は同様となった)「独学士」試験合格者の場合も、教養課程認定試験合格者には科目当たり4学点、専攻基礎課程認定試験合格者と教養課程認定試験合格者には科目当たり5学点、学位取得総合試験合格者にも科目当たり5学点が認定されることになった。

以上の基準に基づき履修した科目、又は取得した資格は、韓国教育開発院に直接または市・道教育庁に「学点認定書」を申請し、認定を受けなければならない。

学習者からの「学点」認定に関する申請があった場合、韓国教育開発院は資格の有無を調査、確認し、教育部長官に報告を行い、教育部長官はそれに基づき学歴認定書を交付する。

その他、学点認定に関する必要な事項は、次の表12を参照されたい。

表12) 学点運営制運営概要

区分	内容
評価認定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、専門大学付設の平生（社会）教育院 ・専攻深化課程、特別課程を設けた専門大学、学歴未認定の各種学校 ・学院、専攻科を設けた高等技術学校、及び特殊学校 ・職業能力開発訓練施設(職業訓練院、職業専門学校等) ・社会教育を実施する新聞社、放送社、雑誌社等のメディア関係 ・その他、教育部長官が認める教育機関
機関の評価認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法的基準に対する評価(三つの領域)：教員と学習者、教育課程、施設と設備 ・運営条件に対する評価(六つの領域)：機関運営、学習者の選抜と支援、行政、財政、便宜施設、教育訓練機関の特性 ・学習教科評価に対する評価(四つの領域)：教育目標、教育課程、授業、学習者の特性
学点認定対象	<ul style="list-style-type: none"> ・評価認定学習科目の履修学点 ・国家技術資格取得による認定学点 ・時間制登録制による履修学点 ・独学学位制の段階別試験の合格による認定学点 ・学点認定対象学校で取得した学点
登録機関	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者が直接登録申請できる機関：韓国教育開発院学点銀行運営事業部 ・学習者が登録申請の代行を依頼できる機関： <ul style="list-style-type: none"> ・市・道教育庁学点銀行制相談資料室 ・評価認定学習科目運営教育訓練機関
学位授与権者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部長官、又は大学の長 「大学の長が授与する場合」 <ul style="list-style-type: none"> ・学士学位：当該大学において85学点以上取得時 ・専門学士学位：当該専門大学において、3年制は65学点、2年制は50単位以上取得時
標準教育課程と教授要目	<ul style="list-style-type: none"> ・教養科目及び専攻の領域別専攻科目と学点の履修時間など教育課程全般に関する基準を提示 ・標準教育課程の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・告示された教授要目：70%以上充足 ・機関及び地域の特性、時代的变化を考慮：30% ・教授要目：標準教育課程で定めた学習科目に対して指導、及び学習すべき主な内容
授業と学点認定	<ul style="list-style-type: none"> ・学点認定：科目別に3学点を規準とするが、開設科目の内容、授業時間などに応じて、1学点の範囲に加減評価を認定 ・成績認定：70点以上+出席80%以上

資料) 韓国教育開発院「学点銀行本部」2000。

2) 「学位授与」について

「標準教育課程」に基づき専攻別履修基準に達した場合、学習者は各市・道の教育庁及び大学に「学位授与申請証」を提出することができる。それに基づき韓国教育開発院が資格の有無を調査し、教育部長官が次のような学士学位又は専門学士学位を授与する。

学士学位：文学士、神学士、美術学士、音楽学士、法学士、行政学士、図書館学士、経済学士、経営学士、理学士、家政学士、体育学士、工学士、舞踊学士、伝統芸術学士、水産学士等

専門学士学位：言語専門学士、芸術専門学士、産業芸術専門学士、行政専門学士、経営専門学士、観光専門学士、家政専門学士、体育専門学士、工業専門学士、医療専門学士、伝統芸術専門学士、農業専門学士、水産専門学士等

しかし、特定の大学、専門大学の学位取得を希望する場合は、該当大学で大学は85学点以上、専門大学は50学点以上、履修しなければならない。その場合の学位授与は、該当する大学長が行う。大学の長が授与する場合は当該大学の学則が定めることによる。学歴認定基準以外に実技試験又は論文試験など追加、実施することができる。

3) 学点銀行制の教育課程及び教授要目の開発、告示現況

学点銀行制を通して学点、及び学位を取得しようとする者は、教育人的資源部より評価認定を受けた「標準教育課程」及び韓国教育開発院が告示する教授要目を適用しなければならない。

表1 3)学点銀行制標準教育課程及び教授要目告示現況

		1次	2次	3次	4次	5次	6次	
標準教育課程	学士	18	56	60	70	73	75	
	専門学士	23	57	64	81	83	84	
	小計	41	113	124	151	156	159	
		1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次
教授要目	教養	12	134	300	307	308	312	321
	専攻	149	465	642	1,194	1,409	1,620	1,826
	一般選択	6	-	-	-	-	-	-
	小計	167	599	942	1,501	1,717	1,932	2,147

出典) 教育部『平生教育白書』第4号、2000年、160頁。

注) 累計である。

以上のように、標準教育課程を定めた理由は、学習者の場合、学位を取得しようとする際に、教養、専攻、一般選択科目を定めることにより、教育の質的水準の確保、引いては評価認定の基準を定めるためである。また、社会教育訓練機関においては教授要目の場合、70%程度満たせばその科目に対する評価認定が可能である。2000年からは、大学付設の平生教育院及び専門大学の専攻深化課程及び特別課程の場合、教授要目を大学当局に裁量権を与えている。

学点銀行制が開始された98年3月1日に告示された標準教育課程、及び教授要目には、

41の専攻に167の教授要目がある。学点銀行制の試験運営期間である98年9月1日には、113の専攻に599の教授要目と大幅に拡大された。98年このように教育課程と教授要目が大幅に拡大されたのは、同制度の施行元年として学習者に教育機会を与えるためであった。1999年2月8日には、同年第3次標準教育課程（同年3月1日施行、123専攻、943科目）が、99年8月24日、第4次標準教育課程（同年9月1日施行、151専攻、1501科目）、2000年2月17日、第5次の場合（同年3月1日施行）は1,707の科目まで拡大された。2001年3月の第6次標準教育課程には3つの専攻が加わって159の専攻となった。この時に4年制の学士学位専攻として、舞踊専攻、皮膚美容専攻が、2年生の専門学士学位専攻として非破壊検査専攻が新たに設けられた。教授要目についてみると、教養31科目、専攻1,826科目、述べ2,147科目が告示された。これによって、学習者の選択の幅も拡大された。また、学習からの要望をいち早く同制度に取り入れるために「提案制度」を設けている。学点銀行制の教養科目は学士、または専門学士の関係なく、学位や系列に関係なく適用している。学点銀行制の教養科目には必修と選択の区分もなく、すべての専攻において基礎となる科目、学制的性格の科目、自由教養の科目からなる。

4) 教育訓練機関の評価認定現況

学点銀行制には平生教育訓練機関を活用して評価・認定された学習科目を設けて運営している。この際、評価・認定と言うのは教育訓練機関において開設する学習科目に対して大学のレベルに達しているかを評価、認定する。このように、学習科目を評価・認定することは、教育訓練機関の質を高めると同時に、機関としての公共性を向上させるためである。

開始から4年目の現在、学歴中心の社会において、学歴として認定されなかった各種学校や学院が、大学と競争するためには、自ら質の向上のため、努力している。

評価・認定は、教育訓練機関から申請があった教科に対する評価、運営条件に対する評価、法的評価等三つの領域について行う。学点銀行制運営の教育訓練機関には、大学付設の平生教育院及び電算学院、技術系学院、語学系学院、社会系学院、芸能・体育系学院、公共職業系訓練院、認定商業訓練院、社内職業訓練院、公共法人の研修機関、企業体研修院、公務員研修院、政府投資機関、言論関連機関、文化センター、高等技術学校、特殊学校等がある。試験運営された98年3月には、61の教育訓練機関において274科目で2000年3月には、323機関に4,417科目、2001年3月には、369の機関に6,465科目が認定され、これらの機関において受講できる定員は60万5人である。

5) 「学点銀行制」の運営状況及び成果

(1) 評価認定教育訓練機関の状況

評価認定教育訓練機関数は第6次(第1次及び第2次再評価認定を含む)までの評価認定を通して現在325機関に拡大され、その構成は大学の社会教育院及び電算院(大学校70、大学33、電算院3)33%、大学専攻深化課程(14)4%、学院(技術系101、語学系19、社会系5、芸能系16)43%、職業訓練機関(公共11、認定36、技能大学1)15%、その他5%とある。一方、評価認定学習科目数は、2000年10月現在5,287科目で大学の社会教育院及び電算院(四年制大学1,601、専門大学207、電算院80)37%、大学専攻深化課程(206)4%、学院(技術系1,136、語学系110、社会系57、芸能系208)29%、職業訓練機関23%、その他7%とある。

(2) 評価認定学習科目及び学習者の状況

2000年評価認定された教育機関、評価認定教科などについてみると、表14の通りである。

表14) 学点銀行制の学習科目の運営実態(2001年10月1日現在)

教育訓練機関類型別		評価認定科目数	終了科目数	運営科目数	未運営科目数	学習科目開設率(%)
大学 付設 社会 教育 院	大学(70)	1,601	644	761	499	69
	専門大学(33)	297	39	80	199	33
	小計(103)	1,898	683	841	698	63
電算院(3)		80	48	55	11	86
専攻深化課程(14)		206	55	71	80	61
学院	技術系(101)	1,136	356	230	636	44
	語学系(19)	110	24	28	71	35
	社会系(5)	57	20	24	16	72
	芸能系(16)	208	74	108	65	69
	小計(141)	1,511	474	390	788	49
職業 訓練 機関	公共職業訓練院(11)	417	234	222	43	90
	認定職業訓練院(36)	802	331	407	196	76
	技能大学(1)	17	11	13	・	100
	小計(48)	1,236	576	642	239	81
その他	政府関連機関(6)	127	65	46	23	82
	言論関連機関(5)	83	33	41	27	67

	高等技術学校(3)	84	47	42	11	87
	特殊学校(2)	62	42	30	4	94
	小計(16)	356	187	159	65	82
計(325)		5,287	2,023	2,158	1,881	64

出典) 教育部『平生教育白書』第4号、2000年、156 157頁。

注)1.未運営科目は、今まで一度も開講されていない教科。

2.学習科目開設率 = {(評価認定科目数 - 未運営科目数) / (評価認定科目数)} × 100

3. () の数字は、評価認定された機関数

4.終了科目数には有効期限が満了された第1次、第2次学習科目は、含まれてない。

また、履修者の状況について2000年10月1日終了された教育課程を中心にみると、表15に示したように、2,023の学習科目に18万4,551人が履修を終えて、当時点で12万1,577人が履修のための登録を済ませていることが窺える。

表15)学習科目当たり学習者の数

教育訓練機関類型別		履修者数	現在登録者
大学付設 社会教育 院	大学(70)	26,437	21,871
	専門大学(33)	790	1,390
	小計(103)	27,227	23,261
電算院(3)		18,436	18,759
専攻深化課程(14)		967	967
学院	技術系(101)	9,753	7,337
	語学系(19)	1,156	258
	社会系(5)	5,213	3,363
	芸能系(16)	1,294	1,354
	小計(141)	17,416	12,312
職業訓練 機関	公共職業訓練院(11)	20,379	11,935
	認定職業訓練院(36)	38,963	37,716
	技能大学(1)	468	460
	小計(48)	59,810	50,111
その他	政府関連機関(6)	2,364	1,981
	言論関連機関(5)	1,835	1,870
	高等技術学校(3)	55,873	12,053
	特殊学校(2)	523	260
	小計(16)	60,595	16,167
計(325)		184,551	121,577

出典) 教育部『平生教育白書』第4号、2000年、158頁。

注1. () の数字は、評価認定された機関数

2. 履修者数には有効期限が満了された第1次、第2次学習科目は、含まれてない。

6) 学習者の学点認定及び学位授与状況

学習者は学点を取得すれば、韓国教育開発院、又は市・道教育庁に学点認定申請し、認定されると総合情報システムに保管され、80学点になると専門学士学位を、140学点になると学士学位を取得することができる。

学点銀行制に登録された学習者は2001年1月現在2万3,486人で、認定された学点の総数は61万6,242.5である。そして、2001年2月までの学位授与者は、2,783人である。次の表16は、学点銀行制による学位授与状況を示したものである。

表16)学点銀行制による学位授与状況(単位:人)

学位授与日時	学士	専門学士	計
1999.8.31	25	9	34
2000.2.21	111	539	650
2000.8.31	143	227	370
2001.2.21	267	1,462	1,729
合計	546	2,237	2,783

出典) 韓国教育開発院平生教育センターの資料により作成。

2001年の「学点銀行制」による学位授与者についてみると、表17に示したように、全体の58%が男性、42%が女性である。学位別にみると、学士学位は男性が80%、女性が20%である。

表17)2001年度学位授与者の性別状況

区分	男子	女子	計
専門学士	782(54.0)	680(46.0)	1,462(100.0)
学士	213(80.0)	54(20.0)	267(100.0)
計	995(58.0)	734(42.0)	1,729(100.0)

出典) 韓国教育開発院平生教育センターの資料により作成。

年齢別に見ると、表18に示したように、20代が72.9%で最も多く、学位別にみると、専門学士は20代が、学士学位は30代から40代が殆どを占めている。これによると、学点銀行制は若い世代には職業関連教育を、30、40代には学歴を提供する役割を果たしていることと思われる。

表18)2001年度学位授与者の年齢別状況

区分	24歳以下	25-30歳	30代	40代	50代	計
専門学士	662(45.2)	520(35.6)	221(15.1)	55(3.8)	4(0.3)	1,462(100)
学士	2(0.7)	77(28.8)	89(33.3)	85(31.8)	14(5.2)	267(100)
計	664(38.3)	597(34.6)	310(18.0)	140(8.1)	18(1.0)	1,729(100)

出典) 韓国教育開発院平生教育センターの資料により作成。

学点取得の方法について見ると、専門学士学位の場合は、表19に示したように、評価認定学習科目履修によるもの、資格取得による学点認定、大学における学習科目の履修の順となった。一方、学士学位の場合は、大学における学習科目、資格証、評価認定機関における学習科目の準となった。

表19)2001年度学位授与者の学点取得別状況(単位:学点数)

区分	評価認定学習科目	資格証取得	独学士試験合格	大学での学習科目履修	時間制履修	計
専門学士	81,672 (70.4)	23,514 (20.3)	94 (0.1)	1,249 (1.1)	9,435 (8.1)	115,964 (100)
学士	6,030 (17.0)	12,460 (35.1)	264 (0.7)	16,569 (46.6)	184 (0.5)	35,507 (100)
計	87,702 (57.9)	35,974 (23.8)	358 (0.2)	17,818 (11.7)	9,619 (6.4)	151,471 (100)

出典) 韓国教育開発院平生教育センターの資料により作成。

学位授与者を専攻別にみると、専門学士学位の場合、器楽専攻、情報処理、電算応用、美術、航空整備、生産機械の順である。学士学位の場合は、機械工学、電子計算学、電気工学、社会福祉学など工学系列、及び社会福祉など実用性のある分野である。従って、学点銀行制は人文社会科学中心の学問というより、職業系の技術分野が脚光を浴びていると思われる。ちなみに、ここで参照のため、1990年度から始まった「独学による学士学位取得制度」により、学位を取得した者を示せば、次の表20の通りである。

表20)独学による学士学位取得状況(2000年2月現在)

専攻 \ 年度	92	93	94	95	96	97	98	99	計
国語国文	24	77	91	62	202	80	97	130	763
英語英文	8	92	93	186	81	44	142	61	707
中国語 中文学					1	1	2	2	6
経営学	15	51	46	57	96	42	69	27	403
法学	33	61	13	33	28	65	90	55	378
行政学	26	35	45	55	50	26	79	25	341
幼児教育	18	45	59	32	80	77	129	107	547
数学	3	1	2	1	3	2		3	15
家政学	7	28	47	91	36	98	67	42	416
電子計算	10	81	50	65	188	277	319	151	1,141
農学		4		4	9	3	3		23
看護学	3	39	12	8	15	29	14	15	135
計	147	514	458	594	789	744	1,011	618	4,875

出典) 教育部『「平生教育法」「平生教育法施行令」「平生教育法施行規則」の解説資料』2000年4月、329頁。

7) 学点銀行制の課題と展望

同制度は、1998年試験実施以後、短い期間で急速な成長を成し遂げてきた。しかし、制度の定着のためには質の管理が必要である。すなわち、学習科目評価認定機関の運営面においての問題を点検し、その解決策を模索しなければならない。

特に、教育訓練機関における成績処理問題、学事管理、教授、学習課程の形式化、講師の任意変更、及び定員超過、学習者の募集過程における過大広告等、今まで指摘された問題を解決できるような行政的な基準を設けなければならない。

また、学点銀行制が、社会的、教育的に、認定されるようにするためには、評価の公正性の維持、標準教育課程の体系化、監査などを通じた質の低下の防止、韓国教育開発院の担当者の増員など、持続的な投資が行わなければならない。

学点銀行制が標準教育課程を定める理由は、社会教育機関の学習科目、及びその運営を専門大学、及び大学の質に相応させるためにある。

しかし、こうした大学水準の教育内容を国家が定めれば、弾力性を命とする社会教育訓練機関を硬直化させることになるという懸念もある。すべての教科を国家が定めることは望ましくないというのである。標準教育課程及び教授要目には教科名、概要など基礎的な事項のみを定め、教育内容に関しては教育機関に裁量権を与えることが望ましい。

また、標準教育課程は専攻の領域が細かすぎるという指摘もある。そのため、関連分野は統合することなども考えなければならない。

初年度である1998年6月の機関を教育部が、「学点認定審議委員会」の審議を経た「98年度学点銀行制のモデル運営学習課程」とし、274の教科を「標準教育課程」と定めた。これには、大学付設の平生教育院(社会教育センター)をはじめ、私設の学院、労働部管轄の職業専門学校、大韓商工会議所管轄の職業訓練院などで、大学又は専門大学レベルに相応する教授、教育施設、教育内容を備えた教育機関で、教育内容も外国語、コンピュータ、音楽、絵画、美容、デザイン、料理、電気など多様な分野である。その後、全国的に強い期待が寄せられ、この制度は正に生涯教育の実現の一步を踏み指す結果となった。しかしながら、参加者から教科の選択の幅が狭い、専攻が偏っているという意見が出され、教育部では彼らの要望に応じて、2001年10月現在、「標準教育課程」として、357機関に6,896の教科を定め、学習者の選択の幅を広げた。学位授与者の状況についてみると、1999年8月に、学士25人、専門学士9人、計34人に過ぎなかったのが、その後年々増加し、2001年10月まで、学士942人、専門学士2,571人、に学位を授与した。

2 平生教育計座（口座）制（Educational Voucher System）

教育を通して21世紀の創造的な知識基盤型の社会を目指す韓国では、教育改革に関する基準、「教育改革五ヵ年計画」が、1998年9月に教育部によって公表された。この計画案は、これまでの教育改革をもとに、韓国教育が解決すべき67からなる核心課題を、1999年度から2003年度まで5ヵ年にわたって改革しようと試みたものである。

同改革計画案の基本方針は、「学ぶ楽しみで活気あふれる学校」「教え甲斐と誇りがあふれる教職社会」「だれにでも必要な教育を提供する教育福祉社会」「知識の強国の礎石としての世界的競争力を備えた大学」「産業の需要と連携した職業教育の質を高める生涯学習社会」「創造的な学習と人間的な出逢いが可能な快適な教育環境」「地球村を学習の場とする教育の情報化と国際化」「国民と社会の要求に応じる学校運営と教育行政」の八つからなる。教育部では、以上の八つの基本方針に基づき、次のような目標をかかげ、改革を推進する方針を明らかにした。

- ①現在の閉鎖的な学校教育から、学校・父母・企業・地域住民がともに参加する教育共同体へ
- ②青少年中心の学校教育から、すべての国民を対象とする平生教育へ
- ③固定観念にとらわれる教育から、国内外の新しい変化を広く受け入れる開放的教育へ
- ④入試及び学歴中心の教育から、人間の本質的な価値を高める知識基盤型の教育へ
- ⑤画一的教育から、自律と特性を尊重する多様で柔軟な教育へ
- ⑥知識伝達中心の教育から、国際競争力と内実を備えた教育へ
- ⑦教育機関中心の教育から、学習者中心の教育へ
- ⑧生徒間の成績をめぐる競争から、より質の高い教育を提供するための教育機関間の競争へ

この改革案の特徴は、以上のような改革方針に基づき、「新しい学校文化づくり」と言ったキーワードを以って、教育の改革に重点が置かれたことである。

韓国教育の構造的改革を目指した「核心政策67」と呼ばれるこの改革案に最も重点が置かれたのは平生教育社会の構築で、その後、1999年8月31日に公布された「平生教育法」によって、韓国社会は新教育体制としての、「開かれた教育社会・平生教育社会」の建設、学歴中心の社会から能力中心社会への変換、成人教育に対する機会の拡充と高等教育をとおした国民の能力及び資質の向上することができるようになった。

1) 「教育口座制」の導入

「学点銀行制」が、国民に対して生涯学習の機会を保障する目的で設けられたのに対して、「教育口座制」というのは、個人が生涯に渡って参加及び履修したすべての教育的経験を体系化し、「平生学習評価認定システム」を通して、「学歴」または「資格」、または平生

学習の経歴として認めるシステムである。

すなわち、国民が義務教育段階である初等学校（小学校）や中学校終了後のすべての教育を記録する口座制とすることである。それによって、高校卒業や大学卒業の学歴の認定は勿論、国家資格を取得することができるようになる。

要するに、「教育口座制」というのは、個人が生涯に渡って受けた教育や、経験したすべての教育的経験、各種教育活動などを「平生教育評価認定制度」を通して、公的に学歴、や資格として認められ、義務教育終了後の高等学校、大学、大学院といった上級学校への入学資格の取得は勿論、国家技術資格も取得や、引いては各種信用証明制度、学習支援制度などの教育的支援を与えるための制度である。

「教育口座」の実績により、学習者は「平生教育 Voucher 制度」または「確定申告」などの際に減税などの特典を受けることも可能であり、「平生教育発展基金」や「雇用保険」などからの財政的な支援を受けることができるようになる。

「教育口座制」の一部とも言える「学点銀行制」は、教育課程に準ずる「標準教育課程」に基づく「平生教育機関」での学点履修を認める制度である。しかし、「教育口座制」は、学歴の認定を高校から大学や大学院まで拡大したもので、「標準教育課程」ではないすべての平生教育プログラムを認定対象とする統合的な評価認定制でもある。

表 2 1 は「学点銀行制」と「教育口座制」とを比較したものである。

表 2 1) 学点銀行制と教育口座制との比較

区分	学点銀行制	教育口座制
概念	「標準教育課程」に基づく教科に対する学点の認定	すべての教育、訓練の経歴を累積、管理
対象	社会教育機関及び教育プログラム履修者	希望する国民の教育を生涯に渡って管理
基準	大学の単位及び学位授与基準による「標準教育課程」	「教育口座制」が定める最小限の客観的基準に基づく記録
法制	「学点認定等に関する法律」	「教育口座制法律」及び施行令の制定
情報網	学点銀行制の対象となる機関との情報網の構築	「教育口座制」の情報電算網の構築
連携対象	独学士制度 時間制登録制	学点銀行制 独学士制度 時間制登録制 人的資源口座制
活用	学点、学位取得	学歴 資格 平生教育経歴 LLU の取得 就業及び転職、昇進、昇給の再の資料 社会保険制度と連携した教育費の支援

		教育 Voucher を通した無償教育の実施 納税上の優遇と金融機関の信用資料として活用
成果及び恵沢	学歴取得の機会 社会教育の活性化 平生教育の動機の誘発	平生学習参加への誘引体制の構築 平生教育人口の拡散 体系的人的資源の管理 教育選択権及び教育機会の拡大と教育福祉の増進

2) 「教育口座制」運営の基本方針

- (1) 「教育口座制」は、中学校以降の学校教育、つまり高校からの学歴をはじめ、生涯を通して受けたすべての教育活動、訓練などについて記録する。
- (2) 「教育口座制」によると、学習結果が一定水準累積すれば、正規の学校で学習することができるよう、学校教育段階を考慮して基本モデルを設定する。従って、「教育口座制」は学校の段階別履修単位を考慮して設定する。また、学力の水準も設定し、水準別に記録する。
- (3) 「教育口座制」に記録された学習結果を活用し、資格が取れるように、現在立法の過程にある「資格基本法案」に基づき、資格水準を設ける。
- (4) 「学点銀行制」が学位取得を目的とするなら、「教育口座制」は、資格の取得や正規の学校への進学や編入学を目的とする。

3) 「教育口座制」の特性

- (1) この制度は、現行の学点認定や学位認定中心の「学点銀行制」のように、資格認定制ではなく、総合的な平生学習評価認定及び教育インセンティブシステムである。
- (2) 学習者は、願誰もが「教育口座制」に登録し、「教育口座」を設けることができる。学習者は、履修、評価を受けた教科を教育口座専門機関が管理運営する「教育口座電算網」に登録し、その認定手続きを行い、学習内容に対する評価・認定を受ける。
- (3) 「教育口座制」の教育累積の実績により、次のようなことができる。
 - ① 学習結果により、高校は勿論、大学や大学院の修士学位まで取得することができる。
 - ② 国家技術資格、及びその他の民間資格を取得することができる。
 - ③ 就職や昇進、昇給の評価の際に、人的資源及び人事資料として利用することができる。
 - ④ 「教育口座」の実績に基づき、無償教育証書を取得し、自ら願う教育機関を選択して教育を受けることができる。
 - ⑤ 各種社会保険（医療保険、雇用保険、社会保険、国民年金等）と連携し、「教育

口座」の実績により、教育保険金の支給、教育費の減免、割引、税金の年末精算の際に税制の優遇を受けることができる。

- ⑥ 「教育口座制」の実績に基づき、銀行の貸し出し、及び長期低利融資の際に情報資料として利用することができる。
- ⑦ 雇用保険または教育税の一部支援、「平生教育発展基金」などの助成を通して「教育口座」の実績による教育訓練費の支援を受けることができる。

4) 「教育口座制」の今後の展望及び問題点

この制度は、2002年試験運営法案を検討、2003年には法案を樹立して、2004年から2005年まで試験運営を実施、2006年度から本格的に実施される予定である。

「教育口座制」において口座認定と言うのは、評価認定されたプログラムを設けた多様な教育機関の学習科目履修、試験または資格取得という多様な学習経験を口座として認定することを言う。教育口座制において上位水準の認定は学歴や資格を基準とし、下位水準は一段階上である上位段階へ移動のみ可能であり、それには適切な資格を履修しなければならない。すなわち、認定された教育口座では二段階以上の水準には志願することができない。

口座認定手続きは、まず、教育口座制に登録しようとする学習者は、居住地の市・道の教育庁、または教育口座担当機関に、申請しなければならない。一度、登録を済ませば、韓国教育開発院から学習者に対する諸般事項を管理することになる。そして、評価認定された学習科目に登録して履修した学習者は所定の条件を満たせば該当するプログラムを履修したものとする。教育口座制に登録したものが水準を認められるか、口座として認定されるためには申請書と証明書を添付して受け付けなければならない。口座認定基準は水準別に提示した基準を満たせばよい。ここで基準と言うのは、正規の教育課程の履修基準に準ずる。

教育口座として認定される経験と言うのは、職業などを通して習得した経験を評価を通して教育口座として認定されるものを言う。これらには、次のようなものが含まれている。特定の講義を受講した経験、ワークショップに参加した経験、宗教機関において奉仕活動を行った経験、旅行、演説経験、他人を教えた経験、受賞経験、免許などを取得した経験、などである。多様な経験のある個人は、以上のような過程を通して教育口座制に参加することができる。しかし、個人の経験を如何に客観的に評価、認定するかと言った信頼を確保するかが大きな問題点でもある。この過程において生じる問題を解決するためには、合理的な評価の手続きや方法の開発、及び徹底した管理が必要である。

<参考文献>

1. 教育部『「平生教育法」「平生教育施行令」「平生教育施行規則」の解説資料』2000年4月。
 2. 韓国教育部『平生教育白書』第4号、2000年。
 3. 教育新聞社『2001韓国教育年鑑』、2001年5月。
- この他、韓国教育開発院平生教育センターの内部資料など。

<付録>

「平生教育法」(法律第6003号、1999年8月31日公表)

「平生教育法施行令」(大統領令第16750号、2000年3月13日公布)

「平生教育法施行規則」(教育部令第765号、2000年3月31日公布)

「平生教育法」(法律第6003号、1999年8月31日公表)

第1章 総則

第1条(目的) この法は、平生教育に関する事項を定める事を目的とする。

第2条(定義) この法において用いる用語の定義は、次のとおりである。

1. 「平生教育」というのは、学校教育を除いたすべての組織的な教育活動を言う。
2. 「平生教育団体」というのは、平生教育を主な目的とする法人・団体を言う。
3. 「平生教育施設」というのは、この法律に基づき認可・登録・申告された施設と「学院」など他の法令に基づく施設で、平生教育を主な目的とする施設を言う。

第3条(他の法律との関係) 平生教育に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律を適用する。

- 第4条(平生教育の理念) ①すべての国民には平生教育の機会を均等に保障する。
- ②平生教育は、学習者の自由な参与と自発的な学習を基礎と行わなければならない。
 - ③平生教育は、政治的・個人的偏見の宣伝のための手段として利用されてはならない。
 - ④一定の平生教育課程を履修した者には、それに応じた社会的待遇を与えなければならない。

第5条(教育課程など) 平生教育の課程・方法・時間などに関し、この法律と他の法令に特別な規定がある場合を除き、これを実施する者が定めるが、学習者の必要と実用性を尊重しなければならない。

- 第6条(公共施設の利用) ①平生教育を実施する者は平生教育のために、公共施設をその本来の用途に支障のない範囲で、関連法令の定めにより利用することができる。
- ②第1項の場合、公共施設の管理者は特別な事由のない限り、その利用を許容しなければならない。

第7条(学習休暇及び学習費支援) 国家・地方自治団体、その他公共機関の長及び各種事業の経営者は所属職員の平生学習機会を拡大するために、本人の同意を得て有給または無給の学習休暇を実施するか、または図書費・教育費・研究費などの学習費を支援することができる。

第8条(平生教育施設設置者の役割) 平生教育施設の設置者は、多様な平生教育プログラムを開発して地域社会住民のために、平生教育に寄与しなければならない。

第2章 国家及び地方自治団体の任務

第9条（国家及び地方自治団体の任務）①国家及び地方自治団体は、この法と他の法令が定めるように平生教育施設の設置、平生教育士の育成、平生教育プログラムの開発及び平生教育機関に対する経費補助などの方法で、全国民に平生学習の機会が与えられるように努力しなければならない。

②国家及び地方自治団体は、その所属する団体・施設・事業場などの設置者に対し、平生教育の実施を積極的に勧奨しなければならない。

第10条（平生教育協議会）①平生教育の効率的な実施のための協議・調整、その他平生教育実施者相互間の協力増進のために、教育監の所属の下に「平生教育協議会」を設置する。

②第1項の規定による平生教育協議会の組織と運営等に関する必要な事項は、当該地方自治団体の条例で定める。

第11条（経費補助）①国家及び地方自治団体は平生教育の振興に必要な経費を補助することができる。

②第1項の規定による経費補助は、学習者に対する直接的支援を原則としなければならない。

第12条（指導及び支援）①国家及び地方自治団体は、平生教育団体または平生教育施設設置者からの要請があった場合には、その団体または施設の平生教育活動を指導及び支援することができる。

②国家及び地方自治団体は、平生教育団体または平生教育施設設置者からの要請があった場合には、その団体または施設において平生教育活動に従事する者の能力向上に必要な研修を実施することができる。

③教育部長官及び教育監は、平生教育実施者に対して平生教育運営に関する資料を要求する事と所属公務員による平生教育の現状を調査させることができる。

第13条（平生教育センターなどの運営）①教育部長官は、平生教育に関する研究、平生教育従事者に対する研修及び平生教育に関する情報の収集・提供など平生教育センターとしての機能を遂行しなければならない。

②教育部長官は、教育・研究と関連する法人または団体に第1項の規定による機能を代行させることができる。

③教育監は、管轄区域の中で地域住民を対象に平生教育プログラムの運営と第1項の規定による機能を遂行する平生学習館を運営しなければならない。

④第3項の規定による平生学習館の運営は、当該地方自治団体の条例の定めによるが、地域の特性に応じて平生教育施設などを活用することができる。

第14条（地域平生教育情報センターの運営）①教育部長官及び教育監は、平生教育団体

または平生教育施設を指定して第13条第3項の規定による平生学習館の機能と平生教育の情報提供、平生学習の相談などを遂行する地域平生教育情報センターを運営することができる。

②教育部長官及び教育監は、地域平生教育センターを中心に平生教育団体及び平生教育施設との相互関係体制を構築しなければならない。

③教育部長官及び教育監は、第2項の規定による相互関係体制をもとに平生教育を受けようとする者に、多様な平生教育機会及び情報を速やかに提供しなければならない。

第15条（情報化関連平生教育の振興）国家及び地方自治団体は、各級学校・民間団体・企業などと連携し、教育の情報化と情報化関連平生教育課程の開発に積極的に努力しなければならない。

第16条（人的資源の活用）①国家及び地方自治団体は、各級学校・平生教育団体及び平生教育施設などが有能な人的資源を効率的に活用するために、大統領令の定めによる講師に関する情報を提供・管理する制度を運営することができる。

②国家は、人的資源の効率的な開発・管理のために国民の個人的学習経験を総合的に集中管理する制度を導入・運営するように努力しなければならない。

第3章 平生教育士

第17条（平生教育士）①教育部長官は、「高等教育法」第2条の規定による学校（以下「大学」という）において平生教育関連科目を一定の学点以上履修した者または第18条の規定により平生教育士養成機関で所定の課程を履修した者に平生教育士の資格を与える。

②平生教育士は、平生教育の企画・進行・分析・評価、及び教授業務を遂行する。

③第20条第4項第1号ないし第5号の1に該当する者は、平生教育士になることはできない。

④平生教育士の種類、等級、資格要件、等級別職務範囲、履修課程、研修及び資格証の交付節次などに関する必要な事項は、大統領令で定める。

第18条（平生教育士養成機関）教育部長官は、平生教育士の養成及び研修のために大統領令の定めることに基づき、平生教育団体または平生教育施設を平生教育士養成機関として指定することができる。

第19条（平生教育士の配置）①平生教育団体及び平生教育施設には、効率的な平生教育の実施のために平生教育士を配置しなければならない。

②第1項の規定による平生教育士の配置対象及び配置基準は、大統領令で定める。

第4章 平生教育施設

第20条（学校形態の平生教育施設）①学校形態の平生教育施設を設置・運営しようとする者は、大統領令で定める施設・設備を整って教育監に登録しなければならない。

②教育監は、第1項の規定による学校形態の平生教育施設中、一定の基準以上の要件を整った平生教育施設に対しては、これを高等学校卒業以下の学歴が認定される施設として指定することができる。

③第2項の規定による学歴認定施設の指定基準・節次などに関する必要な事項は、大統領令で定める。

④次の各号の1に該当する者は、学校形態の平生教育施設の設置者になる事ができない。

1. 禁治産者または限定治産者

2. 破産宣告を受け、復権されていない者

3. 禁固以上の実刑宣告を受け、その執行が終了（執行が終了になっていると見なされる場合を含む）したか、執行が免除された日から3年が経過されていない者。

4. 禁固以上の刑の執行猶予宣告を受け、その猶予期間中である者

5. 法院（裁判所）の判決または他の法律によって資格が停止または喪失された者

6. 第29条の規定による認可または登録が取り消しされてから3年が経過されていない者

7. 役員の中に第1号及び第6号の1に該当する者がいる法人

第21条（社内大学形態の平生教育施設）①大統領令で定める規模以上の事業場の経営者は、教育部長官の認可を受け「専門大学」または大学卒業者と同等な学歴・学位が認定される平生教育施設を設置・運営することができる。

②第1項の規定による社内大学形態の平生教育施設は、当該事業場に雇用された従業員を対象にするが、教育に必要な費用は雇用主が負担することを原則とする。

③第1項の規定による社内大学形態の平生教育施設の設置基準、学点制等、運営方法に関する事項は、大統領令で定める。

④第1項の規定による社内大学形態の平生教育施設を閉鎖する場合には、教育部長官にこれを申告しなければならない。

⑤第20条第4項各号1に該当する者は、社内大学形態の平生教育施設に設置者になることができない。

第22条（遠隔大学形態の平生教育施設）①誰もが情報通信媒体を利用し、特定または不特定多数人に遠隔教育を実施するか、多様な情報を提供するなどの平生教育を実施することができる。

②第1項の場合、不特定多数人を対象に学習費を受け取って実施しようとする場合には、大統領令の定めによって教育部長官に申告しなければならない。

③第1項の場合、専門大学または大学卒業者と同等な学歴・学位が認定される遠隔大学形態の平生教育施設を設置しようとする場合は、大統領令の定めによって教育部長官の認可を受けなければならない。この施設を閉鎖する場合には、教育部長官に申告しなければならない。

④第3項の規定による遠隔大学形態の平生教育施設の設置基準、学点制など運営方法に関する必要な事項は、大統領令で定める。

⑤第20条第4項の各号の1に該当する者は、遠隔大学形態の平生教育施設の設置者になることはできない。

第23条（事業場付設平生教育施設）①大統領令で定めている規模以上の事業場の経営者は、当該事業場の顧客などを対象とする平生教育施設を設置・運営することができる。

②第1項の規定による事業場付設の平生教育施設を設置しようとする者は、大統領令の定めに基づき教育監に申告しなければならない。これを閉鎖しようとする場合は、その事実を教育監に通報しなければならない。

第24条（市民社会団体付設平生教育施設）①市民社会団体は、相互有機的な協助体制を構築し、公共施設及び民間施設など有休施設を活用し多様な平生教育課程を運営するよう努力しなければならない。

②大統領令が定める市民社会団体は、一般市民を対象とする平生教育施設を設置・運営することができる。

③第2項の規定による市民社会団体付設平生教育施設を設置しようとする者は、大統領令の定めにより教育監に申告しなければならない。この施設を閉鎖する場合には、その事実を教育監に通報しなければならない。

第25条（学校付設平生教育施設）①各級学校の長は、当該学校の教育環境を考慮し、その特性に応じて平生教育を実施することができる。

②各級学校の長は、平生教育実施者が当該学校の図書館、博物館、その他の施設を平生教育のために利用する場合には積極的に協助しなければならない。

③各級学校の長は、学生・父母及び地域住民を対象に教養増進または職業教育のために、平生教育施設を設置・運営することができる。平生教育施設を設置した場合、各級学校の長は管轄官庁にこれを報告しなければならない。

④大学の長は、大学生または大学生以外の者を対象に資格取得のため職業教育課程など、多様な平生教育課程を運営することができる。

⑤各級学校の施設は、多様な平生教育を実施する際に便利な形態の構造と設備を整えなければならない。

第26条（言論機関付設平生教育施設）①新聞・放送など言論機関を経営する者は、当該言論媒体をとおして多様な平生教育プログラムを放映するなど国民の平生教育進行に寄与しなければならない。

②第2項の規定による言論機関付設平生教育施設を設置しようとする者は、大統領令の定めにより教育監に申告しなければならない。この施設を閉鎖する場合には、その事実を教育監に通報しなければならない。

第27条（知識・人材開発事業関連平生教育施設）①国家及び地方自治団体は、知識情報の提供と教育訓練をとおした人材開発を主な内容とする知識・人材開発事業を積極的に振興・育成しなければならない。

②第1項の規定による知識・人材開発事業を経営する者の中に大統領令が定める者は、平生教育施設を設置・運営することができる。

③第2項の規定による知識・人材開発事業関連平生教育施設を設置しようとする者は、大統領令の定めにより教育監に申告しなければならない。この施設を閉鎖する場合には、その事実を教育監に通報しなければならない。

第5章 補則

第28条（学点などの認定）①この法により学歴が認定される平生教育課程以外に、この法または他の法令の規定による平生教育課程を履修した者は、「学点認定などに関する法律」の定めにより学点または学歴を認定受けることができる。

②次の各号の1に該当する者は、「学点認定などに関する法律」の定めによりそれに相応する学点または学歴の認定を受けることができる。

1. 各級学校または平生教育施設において各種教養課程または資格取得に必要な課程を履修した者。

2. 産業体などで一定の教育を受けた後、社内認定資格を取得した者。

3. 国家・地方自治団体・各級学校及び産業体または民間団体などが実施する能力測定検査をとおして資格の認定を受けた者。

4. 「文化財保護法」により認定された「重要無形文化財保有者」と、その門下生で一定の伝受教育を受けた者。

③各級学校及び平生教育施設の場合は学習者が第22条の規定による国内・外の各級学校及び平生教育施設にて取得した学点・学歴及び学位を相互認定することができる。

第29条（行政処分）教育部長官または教育監は、平生教育施設の設置者が次の各号の1に該当する場合には、その施設の設置認可または登録を取り消すか、1年以内の期間内で平生教育課程の全部または一部に対し、運営の停止を命じることができる。但し、第1号及び第4号の場合にはその認可または登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽、その他不正な方法で認可を受け、登録した場合

2. 認可または登録基準に満たさなかった場合

3. 平生教育施設を不正な方法で管理・運営した場合

4. 第20条第4項各号の1の欠格事由に該当する場合

第30条（聴聞）教育部長官または教育監は、第29条の規定によって認可または登録を取り消す場合には、聴聞を実施しなければならない。

第31条（権限の委任）この法による教育部長官または教育監の権限は、その一部を大統領令で定めていることによって大学機関の長・教育監または教育長に委任することができる。

第32条（過怠料）①次の各号の1に該当する者は500万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第12条第3項の規定に違反し、資料を提出しないか、虚偽の資料を提出した者。

2. 第21条第4項、第22条第2項・3項、第23条第2項、第24条第3項、第26条第3項及び第27条第3項の規定による申告を怠慢にした者。

②第1項の規定による過怠料は、大統領令で定める管轄官庁が賦課・徴集する。

③第2項の規定による過怠料の処分に対して不服のある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に管轄官庁に異議を提起することができる。

④第2項の規定による過怠料の処分を受けた者が、第3項の規定により異議を提起した際には、管轄官庁は速やかに管轄法院にその事実を通報しなければならないし、通報を受けた管轄法院は「非送事件節次法」による過怠料の裁判を行う。

⑤第3項の規定による期間内に異議を提起しないまま、過怠料を納付しない場合は、国税または地方税滞納処分の例に基づき、これを徴集する。

付 則

第1条（試行日）この法は公表後6ヶ月が経過した日から試行する。

第2条（社会教育施設に関する経過措置）この法の施行当時従前の規定により設置された社会教育施設は、この法により設置された平生教育施設と見なす。

第3条（社会教育履修者に関する経過措置）この法の施行当時従前の規定により社会教育課程を履修した者は、この法により平生教育課程を履修したことと見なす。

第4条（学歴認定に関する経過措置）この法の施行当時従前の規定により社会教育課程を履修して中学校または高等学校卒業者と同等な学歴があると認定された者は、各々この法に基づき平生教育課程を履修し、該当学歴が認定された者と見なす。

第5条（社会教育専門要員に関する経過措置）この法の施行当時従前の規定により社会教育専門要員の資格を取得した者は、この法により平生教育士の資格を取得したと見なす。

第6条（罰則に関する経過措置）この法の施行前の行為に関する罰則の適用は、従前の規定による。

第7条（他法令との関係）この法の施行当時他法令において従前の社会教育法またはこの

規定を引用した場合、この法にそれに該当する規定がある場合にはこの法またはこの法の該当規定を引用したことと見なす。

「平生教育法施行令」(大統領令第16750号、2000年3月13日公布)

第1条(目的) この令は「平生教育法」において委任された事項とその施行に関する必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(公共施設の利用) 平生教育を実施する者は、「平生教育法」(以下「法」という)第6条の規定により公共施設を利用しようとする場合には、公共施設の管理者に対し、当該施設を管理する職員の支援及び装備の利用に関する協力を要請することができる。

第3条(専門人材バンク制の運営) ①教育部長官及び地方自治体の長は、法第16条第1項の規定により、講師に対する人的情報を収集し提供・管理する制度(以下「専門人力情報銀行制」という)を運営することができる。

②第1項の規定による人的情報の収集、提供及び管理は本人の同意がある場合に行う。

③教育部長官及び地方自治体の長は、専門人力情報銀行制の運営業務を教育・研究と関連した法人または団体に委託することができる。

④第1項の規定による人的情報の範囲などに関する必要な事項は、教育部令で定める。

第4条(教育口座制の運営) ①教育部長官は、法第16条第2項の規定により、国民の個人的学習経験を総合的に集中管理する制度(以下「教育口座制」という)を設けることができる。

②第1項の規定による教育口座の開設は、本人からの申請があった場合に限る。

③第1項の規定による教育口座に収録された情報に関する閲覧または証明書を発給してもらうとする者は、教育部長官にこれを申請することができる。この場合、情報の閲覧または発給の申請は、本人または本人に委任された者に限る。

④教育部長官は、教育口座制の運営業務を教育研究と関連した法人または団体に委託することができる。

⑤第1項の規定による教育口座に収録される情報の範囲などに関する必要な事項は、教育部令で定める。

第5条(平生教育士の資格条件など) ①法第17条第4項の規定による平生教育士の等級は、1級、2級及び3級とし、等級別資格条件は、別表1の通りである。

②法第17条第4項の規定により、「平生教育士」の資格を取ろうとする者は「平生教育士資格証発給申請書」に教育部令で定める書類を添付し、教育部長官に提出しなければならない。

③平生教育士資格証の紛失、損傷または記載事項の変更による平生教育士資格証の再発給の手続きには、平生教育士資格証再発給申請書に教育部令で定める書類を添付し、教育部長官に提出しなければならない。

第6条(平生教育養成機関の指定) ①法第18条の規定により、平生教育士養成機関として指定を受けられる平生教育団体または平生教育施設は、次の各号の1の通りである。

1. 法第 13 条第 2 項の規定により、平生教育センターの機能を代行する法人または団体
2. 法第 25 条第 4 項の規定による大学付設平生教育施設
3. 「公務員教育訓練法」による公務員教育訓練機関
4. 「教育公務員法」による研修機関
5. 特別法または政府投資機関として設立された研修及び教育訓練機関

②法第 18 条の規定により「平生教育士養成機関」として指定を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した「平生教育士養成機関指定申請書」に教育部令で定める書類を添付し、教育部長官に提出しなければならない。

1. 名称
2. 目的
3. 位置
4. 代表者の氏名及び住所
5. 開設予定日

③教育部長官は第 2 項の規定に基づき指定申請があった場合には、指定対象機関の施設、人材、教育課程及び位置などを考慮して指定可否を決定し、平生教育士養成機関として指定する場合は教育部令で定める指定書を申請人に交付しなければならない。

第 7 条 (平生教育士の配置対象) 法第 19 条第 2 項の規定により平生教育士を配置しなければならない平生教育団体及び平生教育施設は、次の各号 1 の通りである。

1. 従事者 (単純労務に従事する者は除外する) が 10 人以上で、300 人以上の学習者を同時に教育できる施設、設備を備えた平生教育団体及び平生教育施設
2. 年間教育を受ける者が、3000 人以上の平生教育団体及び平生教育施設

第 8 条 (学校形態の平生教育施設の施設・設備) ①法第 20 条第 1 項における「大統領令で定める施設・設備」ということは、次の各号の施設及び設備を指す。

1. 学習施設・設備
2. 資料室
3. 管理室

②第 1 項の規定による施設・設備の細部基準は、教育部令で定める。

第 9 条 (学校形態の平生教育施設の登録) ①法第 20 条第 1 項の規定により学校形態の平生教育施設を設置・運営しようとする者は、次の各号の事項を記載した設置計画書に運営規則及び教育部令で定める書類を添付し、教育監に提出しなければならない。

1. 名称
2. 目的
3. 位置
4. 教育課程の編成
5. 授業料を含む経費と施設の維持方法

6. 施設・設備の設置計画

7. 開設予定日

②第1項の運営規則には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 名称・目的及び位置
2. 教育課程及び定員
3. 入学・退学及び修了と賞罰
4. 課程修了の認定
5. 教育期間及び休講
6. 学習経費
7. その運営に必要な事項

③教育監は第1項の規定による設置計画書を受理した場合には、これを検討し10日以内に、その結果を申請人に通報しなければならない。

④第3項の規定により通報を受けた申請人は、設置計画書による施設・設備を備えて開設予定日の15日以前まで、登録申請書を教育監に提出しなければならない。

⑤教育監は、第4号の規定による登録申請書を受け取った場合には、これを検討し登録条件に相応しい場合には教育部令に基づき登録証を申請人に交付しなければならない。

第10条（学歴認定施設の指定基準）①法第20条第2項及び同条第3項の規定による学歴認定施設の指定基準は、第2項ないし第5項で定めた場合以外には、次の各号の事項が各自中学校または高等学校に準ずる各種学校の設立・運営基準と同等以上と見なす。

1. 授業年限・学期・授業日数及び授業時間数
2. 教育課程
3. 学生の定員・学級数及び学級編成
4. 入学資格
5. 教員資格及び定員
6. 修了・卒業
7. 施設・設備
8. 教科書・教材

②第1項第1号の学期は管轄する官庁の承認を得て、毎年度を3学期と分けて、運営することができる。この場合、授業年限は1年の範囲に短縮することができる。

③第1項第5号の教員の中から、教監（日本教頭に該当する）は設けなくても良い。

④第1項第7号の施設・設備の中から体育場の基準面積は350㎡以上とするが、これに相当する室内体育場と代替することもできる。但し、高等学校以下の「各級学校設立・運営規定」第5条第3項第1号または第2号に該当する場合には、体育場を設けなくても良い。

⑤中学校課程と高等学校課程を併設して運営する学歴認定施設の場合は、次の各号の基

準に従うこともできる。

1. 施設・設備の基準は高等学校に準ずる各種学校の設立運営基準によるが、体育場、管理室、特別教室、教具及び図書などを併用する事ができる。

2. 校長は1人で兼任することができ、教師は授業に支障のない範囲に高等学校課程を担当する教師が中学校教育課程を併用して担当することができる。

第11条（学歴認定申請の指定申請）①法第20条第2項及び同条第3項の規定により学歴認定施設として認定を受けたい者は、次の各号の事項を記載した学歴認定施設指定申請書に教育部令で定める書類を添付し、教育監に提出しなければならない。

1. 名称
2. 目的
3. 位置
4. 課程別学級数・定員・学習経費
5. 教育課程の編成
6. 教員の定数
7. 所要経費の調達計画
8. 施設の現況及び拡充計画
9. 教具・その他の設備現況及び拡充計画
10. 開設予定日

②教育監は第1項の規定による指定申請があった場合には、これを検討し指定基準に相応しい場合は、教育部令に基づき指定書を申請人に交付しなければならない。

第12条（学歴認定施設の閉鎖通報）学歴認定施設と認定された者がその施設を閉鎖しようとする際には、その事由、閉鎖年月日、残余業務の処理方法などを記載した書類を備え、閉鎖予定日30日以前まで教育監に通報しなければならない。

第13条（事業場の範囲）法第21条第1項における「大統領令で定める規模以上の事業場」というのは、従業員が300人以上で商法または特別法に基づき設立された法人である事業場を指す。

第14条（社内大学の設置認可）①法第21条第1項の規定により社内大学形態の平生教育施設（以下「社内大学」と言う）を設置・運営しようとする者は、次の各号の事項を記載した「社内大学設置計画書」と教育部令で定める書類を添付し、毎年度3月31日まで教育部長官に提出しなければならない。

1. 名称
2. 目的
3. 設置者
4. 位置
5. 運営規定（以下「学則」と言う）

6. 今後4年間（2年生学士課程を運営するか、専門大学卒業者と同等な学歴が認定される社内大学の場合は2年間）の財政運営計画
7. 今後4年間（2年生学士課程を運営するか、専門大学卒業者と同等な学歴が認定される社内大学の場合は2年間）の教育・研究用施設及び設備の確保計画
8. 実習が必要な場合は実習施設の設備確保計画書
9. 教員確保計画
10. 開校予定日

②第1項第1号の名称には社内大学であることを表す用語が含まなければならない。

③学則の記載に関しては、「高等教育法施行令」第4条第1項の規定に準ずる。

④教育部長官は、第1項の規定による社内大学設置計画書などの提出があった場合には、第15条の規定による社内大学設置審査委員会の審議をとおして、その申請に対する承認可否を決定し、その結果を申請日から3ヶ月以内に申請人に通報しなければならない。但し、当該認可に関して関係期間との協議が必要な場合には、その申請日から6ヶ月以内に通報することができる。

⑤第4項の規定による計画承認通報を受けた申請人は、社内大学設置認可申請書による施設・設備を備え、開校予定日の6ヶ月前まで社内大学設置認可書を教育部長官に提出しなければならない。

⑥教育部長官は第5項の規定による認可申請があった場合には、これを検討し認可可否を決定し、その結果を開校予定日の4ヶ月前まで申請人に通報しなければならない。

⑦第4項の規定による計画承認通報を受けた申請人が第5項の規定による期間内に社内大学設置認可申請書を提出できない場合は、その事由を証明できる資料を添付し、その期間内に社内大学認可延期申請書を教育部長官に提出しなければならない。この場合、社内大学設置認可申請書の提出の延期ができる期間は3年を超過することができない。

⑧教育部長官はやむを得ない事由があると認定した場合、第1項及び第4項ないし第6項の期間を3ヶ月以内で調整することができる。

第15条（社内大学・遠隔大学設置審査委員会）①社内大学及び第28条の規定による遠隔大学の設置・運営に関する重要事項を審議するためには、教育部にそれぞれ社内大学設置審査委員会、遠隔大学設置審査委員会を設ける。

②社内大学設置審査委員会及び遠隔大学設置審査委員会の構成及び運営に関しては、大学設立・運営規定第3条第2項ないし第7項の規定に準ずる。

第16条（社内大学運営経費の負担範囲）法第21条第2項の規定により雇用主が負担する教育に必要な経費は社内大学運営に関する人件費、施設・設備費、実験実習費、一般管理費及びその他の経費とする。

第17条（社内大学の設置基準）①法第21条第3項の規定による社内大学の設置基準は、次の各号の通りである。

1. 第 18 条の規定による教師の確保。
2. 第 19 条の規定による教員定員の 2 分の 1 以上の教員を確保しなければならないが、不足分の教員は開校後 1 年以内に確保すること。
- ② 社内大学の学生の定員を増員しようとする場合には、増員分を含む全体の学生定員に対し、この令による基準に満たさなければならない。
- ③ 第 1 項の規定による教師と教員を算定する際には、基準となる社内大学の学生の定員を系列別に分類する場合は、その系列別区分は、別表 2 の通りである。

第 18 条（社内大学の校舎）① 社内大学は教育・研究活動に相応しい場所に別表 3 の区分に基づき校舎を確保しなければならない。これは設置者の所有ではなければならない。

② 第 1 項の規定により確保しなければならない校舎の面積は別表 4 に示したように、学生 1 人当り校舎基準面積に編制完成年度を基準とする系列別学生定員を掛算して合わせた面積の 2 分の 1 以上とする。この場合、系列別学生の定員を合わせた学生の定員が 50 人（第 22 条第 1 項の規定による専門学士学位課程と学士学位課程に対してそれぞれ適用する。以下同様）に満たさない場合は、その定員を 50 人と見なすが、系列別に学生の定員を換算する方法は、教育部令で定める。

③ 教育部令で定める遠隔施設を備えた場合には、第 2 項の規定による校舎の面積を 2 分の 1 まで縮小することができる。

第 19 条（社内大学の教員）① 社内大学は編制完成年度を基準とした系列別学生定員を別表 5 による教員 1 人あたり学生数で割った数の教員を確保しなければならない。この場合、系列別学生の定員を合わせた学生の定員が 50 人に満たない場合は、その定員を 50 人とみなすが、系列別に学生の数を換算する方法は、教育部令で定める。

② 第 1 項の規定による教員の数は、「教授資格基準等に関する規定」別表による資格基準に該当する者で、次の各号の 1 に該当する者を兼任させることができる。この場合、兼任される者（以下「兼任教員」という）を算定する基準は、教育部令で定める。

1. 高等教育法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による教員
2. 国立・公立及び民間研究所の研究員
3. 事業場の役人及び職員

第 20 条（社内大学の学則の制・改定）① 社内大学の長が学則を改定しようとする際は、学則の定めにより改定案の事前広告・審議及び公布の手続きを経なければならない。

② 社内大学の長が学則を制定または改定した場合は、これを速やかに教育部長官に報告しなければならない。

③ 教育部長官は、第 2 項の規定により報告された学則の中に法令に違反する事項があると認められた場合には、その是正を要求することができる。

第 21 条（社内大学の年度及び学期など）① 社内大学の年度は 3 月 1 日から翌年 2 月末までとする。

②社内大学の授業年限は第22条第1項の規定による「専門学士学位」の場合には2年以上、「学士学位」の場合は2年または4年の以上とする。但し、学士学位課程（2年生学士課程を除外する）の場合、学則で定めた学点以上を取得した者に対しては、1年以内で授業年限を短縮することができる。

③社内大学の学期は、毎年度2学期または3学期とし毎学期の授業日数は15週以上とする。

④社内大学は毎学期取得基準学点の2分の1を超過しない範囲で季節制の授業を運営することができる。

⑤社内大学の授業日数の縮減、休業日、学点あたり履修時間及び学生の専攻履修等に関しては、「高等教育施行令」第11条第2項、第12条、第14条及び第19条の規定を準用する。

第22条（社内大学の教育課程運営等）①社内大学には専門学士学位課程または学士学位課程を運営するが、専門学士学位課程と学士学位課程を併設することができる。

②社内大学は学則の定めにより教育課程を運営し、教科の履修は評点または学点制とする。

③社内大学は「高等教育法」第2条の規定による学校、他の社内大学または第28条の規定による遠隔大学において取得した学点を卒業に必要な学点の2分の1以内で当該社内大学の学点として認めることができる。

④社内大学は学則の定めにより、在学生以外の者を対象とする公開講座を設けることができる。

⑤社内大学は第23条第1項の規定による入学の資格のある者に時間制で登録させ、当該社内大学の授業を受けさせることができる。この場合、選抜方法は学則で定めるが、時間制で登録をした者が申請できる学点は毎学期の取得学点の2分の1を超過することができない。

第23条（社内大学の入学・編入学等）①社内大学に入学できる者は高等学校を卒業した者または法令によりこれと同等以上の学歴があると認定された者で、1年6ヶ月以上当該事業場に勤務する者とする。但し、2年制学士学位課程の場合は、専門大学を卒業した者または法令によりこれと同等以上の学歴があると認められた者で1年6ヶ月以上当該事業場に勤務している者とする。

②社内大学の学生定員・入学及び編入学に関しては「高等教育法施行令」第28条第1項ないし第3項及び第29条第1項の規定を準用する。

第24条（社内大学の学位授与）社内大学の長は学則で定めた専門学士学位課程を履修した者には専門学士学位を、学士学位課程を履修した者には学士学位を授与する。この場合、学位の種類及び授与に関する必要な事項は学則で定める。

第25条（社内大学の閉鎖申告）①法第21条第4項の規定により社内大学を閉鎖しよう

とする者は、次の各号の事項を記載した書類を備え、閉鎖予定日30日前までには教育部長官に申告しなければならない。

1. 閉鎖事由
2. 閉鎖年月日
3. 学生及び学籍簿の処理方法

②第1項の規定により閉鎖された社内大学の学籍簿管理に関しては、教育部長官の定めによる。

第26条(遠隔教育形態の平生教育施設の申告対象)法第22条第2項の前段の規定により、教育部長官に申告すべき遠隔教育形態の平生教育施設(以下「遠隔平生教育施設」という)は学習費を受け取って、10人以上の不特定学習者に30時間以上の教育課程により画像講義またはインターネット講義などを通して、知識、技術、技能及び芸能に関する教育を実施する施設とする。

第27条(遠隔平生教育施設の申告手続きなど)法第22条第2項の前段の規定により遠隔教育など平生教育を実施しようとする者は次の各号の事項を記載した申告書に運営規則及び教育部令で定める書類を添付し、教育部長官に提出しなければならない。

1. 名称
2. 目的
3. 設置者
4. 位置
5. 施設・設備
6. 開設予定日

②第1項の運営規則には次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 名称・目的及び位置
2. 教育課程・定員
3. 入学・退学及び修了と賞罰
4. 教育期間・休講
5. 学習費
6. その他、施設の運営に関する必要事項

③教育部長官は第1項の規定による申告があった際は、これを検討し条件に相応しい場合は教育部令で定める申告証を交付しなければならない。

④遠隔平生教育施設の設置者の地位を承継する者は教育部令で定めた書類を備えて、教育部長官に申告しなければならない。

⑤法第22条第2項後段の規定により、遠隔平生教育を閉鎖しようとする者は、その事由、閉鎖年月日、残余業務の処理方法などを記載した書類を備えて閉鎖年月日30日以前まで、教育部長官に通報しなければならない。

第 28 条（遠隔大学形態の平生教育施設の設置者）法第 22 条第 3 項の規定による遠隔大学形態の平生教育施設（「以下遠隔大学」という）の設置認可を受けられる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。

1. 地方自治団体
2. 学校法人
3. 民法第 32 条の規定による財団法人または特別法により設立された非営利法人

第 29 条（遠隔大学の設置認可）①法第 22 条第 3 項の前段の規定により遠隔大学の設置認可を受けようとする者は、次の各号の内容を記載した遠隔大学設置計画書に教育部令で定めた書類を添付し、毎年度 3 月 31 日まで教育部長官に提出しなければならない。

1. 名称
2. 目的
3. 設置者
4. 位置
5. 学則
6. 今後 4 年間（専門大学卒業者と同等な学歴・学位が認定される遠隔大学の場合には 2 年間）の財政運営計画
7. 今後 4 年間（専門大学卒業者と同等な学歴・学位が認定される遠隔大学の場合には 2 年間）の教育・研究用施設・設備確保計画
8. 実習が必要な場合には実習施設・設備確保計画
9. 教員確保計画
10. 学事運営に関する計画
11. 最近 2 年間の遠隔教育プログラム運営実績
12. 開講予定日

②第 1 項第 1 号の名称には「遠隔」「サイバー」または「仮想」など遠隔大学であることを表す用語が含まなければならない。

③学則の記載事項に関しては「高等教育法施行令」第 4 条第 1 項の規定に準用する。

④教育部長官は第 1 項の規定により遠隔大学設置計画書等の提出があった場合には、第 14 条第 4 項ないし第 8 項に規定された手続きに基づき処理しなければならない。

第 30 条（遠隔大学の閉鎖申告）法第 22 条第 3 項の後段の規定により遠隔大学を閉鎖しようとする者は、次の各号の事項が記載された書類を備えて閉鎖予定日 30 日以前までに教育部長官に申告しなければならない。

1. 閉鎖事由
2. 閉鎖年月日
3. 学生及び学籍簿の処理方法

②第 1 項の規定により閉鎖された遠隔大学の学籍簿管理に関しては教育部長官の定め

よる。

第 31 条（遠隔大学の設置基準）法第 22 条第 4 項の規定による遠隔大学の設置基準は、次の各号のとおりである。

1. 第 32 条の規定による校舎及び設備を確保すること
2. 第 33 条の規定による教員を確保すること
3. 第 34 条の規定による収益用基本財産を確保すること

第 32 条（遠隔大学の校舎・設備）①遠隔大学は別表 6 の区分による校舎を確保しなければならないが、これは設置者の所有でなければならない。但し、「高等教育法」第 2 条の規定による学校設立、経営者が他人と共同で第 28 条第 2 号または 3 号の法人を設立し、遠隔大学を設置する際には当該学校の校舎とこれを代替することができる。

②第 1 項の規定による校舎には、教育部令で定める遠隔教育設備を備えなければならない。

第 33 条（遠隔大学の教員）①遠隔大学には専任の教員及び助手をそれぞれ学科ごとに 1 人以上置かなければならないし、授業の円滑な実施に必要な兼任教員及び非常勤講師等を確保しなければならない。

②教員及び助手の資格基準に関しては「教授資格基準等に関する規定」に準用する。

第 34 条（遠隔大学の収益用基本財産）①第 28 条第 1 号の地方自治体以外の遠隔大学の設置者は、年間学校会計運営収益の総額に該当する仮額の収益用基本財産を確保しなければならないし、これに必要な事項に関しては、大学設立運営規定第 7 条第 2 項ないし第 4 項の規定に準用する。

②遠隔大学の設置者は、年間学校会計運営収益の総額に該当する仮額を保証金とする保証保険に加入することで第 1 項の規定による収益用基本財産の確保とみなす事ができる。

第 35 条（遠隔大学の年度・学期及び教育課程など）遠隔大学の学則の制定・改定、年度、学期及び教育課程などに関しては第 20 条ないし第 22 条の規定に準用するが、第 21 条第 2 項の中の「2 年または 4 年以上」は「4 年以上」と見なす。

第 36 条（遠隔大学の授業など）①遠隔大学の授業は画像講義、インターネット講義などを通して実施するが、遠隔授業の補助方法として出席授業を実施することもできる。この場合、授業運営に必要な事項は学則で定める。

②遠隔大学学生の学業成就度に関する評価は通信による評価とするが、出席評価を併合することもできる。この場合、評価方法に関する必要な事項は学則で定める。

第 37 条（遠隔大学の入学・編入学など）①遠隔大学に入学できる者は、高等学校を卒業した者または法令に基づきこれと同等以上の学歴があると認められた者とする。

②遠隔大学の学生は第 1 項の規定による資格のある者のなかから選抜するが、選抜方法及び手続きなどに関しては、学則で定める。

③遠隔大学の学生の定員・入学及び編入学に関しては「高等教育法施行令」第 28 条第 1

項ないし第 3 項及び第 29 条第 1 項の規定に準用する。

第 38 条（遠隔大学の学位授与） 遠隔大学の学位授与に関しては第 24 条の規定に準用するが、学位の授与のためには、次の各号の区分による学点を修得しなければならない。

1. 専門学士学位課程：80 学点以上
2. 学士学位課程：140 学点以上

第 39 条（授業料など）①遠隔大学の設置者は学則の定めにより入学金及び授業料その他納付金を受け取ることができる。

②入学費及び授業料、その他納付金の徴収と返還に関する必要な事項は教育部令で定める。

第 40 条（財務・会計）①遠隔大学に属する会計（以下「遠隔大学会計」という）の会計年度は、当該遠隔大学の年度に従う。

②遠隔大学の設置・経営者は遠隔大学の会計を他の会計と区分し管理しなければならない。

③遠隔大学のすべての会計と支出は、それぞれ遠隔大学会計の予算に編成されなければならない。

④遠隔大学の財務・会計に関する必要な事項は教育部令で定める。

第 41 条（事業場付設平生教育施設の設置申告）①法第 23 条第 1 項において「大統領令の定める規模以上の事業場」ということは、従業員が 200 人以上のところを言う。

②法第 23 条第 2 項の規定による事業場付設平生教育施設の設置申告・処理手続き・閉鎖通報等に関しては第 27 条の規定に準用する。この場合、「教育部長官」は「教育監」と見なす。

第 42 条（市民団体付設）平生教育施設の設置申告）①法第 24 条第 2 項に「大統領令の定める市民団体」ということは次の各号の 1 に該当する「市民社会団体」を言う。

1. 法人である市民団体
2. 法令により主務官庁に登録された市民団体
3. 会員数が 300 人以上である市民団体

②法第 24 条第 3 項の規定による市民社会団体付設平生教育施設の設置申告・処理手続き・閉鎖通報に関しては第 27 条の規定に準用する。この場合、「教育部長官」は「教育監」と見なす。

第 43 条（学校付設平生教育施設の設置報告）法第 25 条第 3 項の後段の規定による学校付設の平生教育施設を設置した各学校の長は教育部令で定める報告書に運営規則を添付し、これを管轄する官庁に報告しなければならない。報告事項を変更する際にも同様である。

第 44 条（言論機関付設平生教育施設の設置申告）①法第 26 条第 2 項の「大統領令で定める言論機関」というのは、次の各号の 1 に該当する機関をいう。

1. 「定期刊行物の登録等に関する法律」第 7 条第 1 項の規定により「文化観光部長官」

に登録された日刊新聞・通信・週間新聞または月間雑誌である定期刊行物を発行する者。

2. 「放送法」第2条第1号の放送を行う法人

②法第26条第3項の規定による言論機関付設の平生教育施設の設置申告・処理手続き、閉鎖通報などに関しては第27条の規定に準用する。この場合、「教育部長官」は「教育監」と見なす。

第45条（知識・人材開発関連平生教育施設の設置申告）①法第27条第2項における「大統領令で定める者」というのは、知識情報の提供事業、教育訓練及び研究用役事業、教育委託事業、教育訓練機関の経営診断及び評価事業、教育諮問及び相談事業、教授・学習プログラムの開発及び供給事業などを経営する者で資本金または試算が3億ウォン以上で、専門家をも5人以上確保している法人を指す。

②第27条第3項の規定による知識・人材関連事業平生教育施設の設置申告・処理手続き・閉鎖通報などに関しては第27条の規定に準用する。この場合、「教育部長官」は「教育監」と見なす。

第46条（権限の委任）教育部長官は法31条の規定により次の各号の区分に基づきその権限を関係する機関の長または教育監にそれぞれ委任する。

1. 法第17条第1項の規定による「平生教育士」資格証の交付：当該大学機関の長
2. 法第22条第2項の規定による遠隔平生教育施設の申告の受理及び閉鎖の受け付け：当該遠隔平生教育施設中、主な施設の所在地を管轄する教育監

第47条（過怠料）①管轄官庁は法第32条第2項の規定により過怠料を賦課させる際にはとうがいする違反行為を調査、確認した後、違反事実と過怠料の金額などを書面で明記、これを納付することを過怠料処分対象者に通知しなければならない。

②管轄官庁は第1項の規定により過怠料を賦課させようとする際には10日以上の間を定め、過怠料処分対象者に口述または書面による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日まで意見の陳述がない場合には、意見がないことと見なす。

③管轄官庁は過怠料の金額を定める際には、当該違反行為の動機とその結果などを考慮しなければならない。

④過怠料の徴収手続きは、教育部令で定める。

付 則

①（施行日）この令は交付した日から施行する。

②（社会教育専門要員に関する経過措置）この法施行当時従前の規定により取得した「社会教育専門要員」1級は「平生教育士」2級と「社会教育専門要員」2級は「平生教育士3級」とその資格を取得したことと見なす。

別表1) 平生教育士の等級別資格条件 (第5条第1項関連)

等級	資格基準
平生教育士 1級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等教育法による大学院において平生教育と関連した分野について専攻した者で博士学位を取得した者。 2. 平生教育士2級の資格を所有し、平生教育と関連した職場に3年以上従事した者で、教育部長官が認定する平生教育に関する専門教育課程を210時間以上履修した者。 3. 初等・中等教育法第2条の規定による学校の校長及び教頭の資格を所有した者で、教育部長官が認定する平生教育に関する専門教育課程を210時間履修した者 4. 学歴認定平生教育施設の設置・経営者の中に学歴認定施設において5年以上従事した経歴の有る者で、教育部長官が認定する平生教育に関する専門教育課程を210時間履修した者 5. 勤務経歴が5年以上である5級以上の公務員であったか、公務員である者が、教育部長官が認定する平生教育に関する専門教育課程を210時間履修した者
平生教育士 2級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等教育法による大学院において教育部令で定める平生教育と関連した科目の中に、必修科目(大学において必修科目を履修した場合、その履修科目の数だけ選択科目と対処することができる)に関する科目を14学点以上取得した者 2. 高等教育法による大学において(以下「大学」という)またはこれに同等な学歴が認定される機関において教育部令で定める平生教育と関連した科目を20学点以上取得し、卒業した者 3. 大学を卒業したか、これに同等な学歴の有る者で、大学(大学と同等な学歴として認められる機関を含む)または、教育部長官が指定する平生教育士養成機関(以下「指定養成機関」という)が教育部令の定める平生教育関連科目に関する学点を20学点以上取得したか、300時間以上教育を受けた者 4. 高等教育法による専門大学(以下「専門大学」という)またはこれに同等する学歴が認定される機関において教育部令が定める平生教育関連科目に関する学点を30学点以上取得し、卒業した者 5. 専門大学を卒業したか、またはこれに同等以上の学歴の有る者で、専門大学または指定の養成機関において教育部令の定める平生教育関連科目に関する学点を30学点以上取得したか、450時間以上教育を受けた者 6. 平生教育士3級の資格を所有し、平生教育と関連した職場に3年以上従事した経歴の有る者で高等教育法第2条の規定による学校(以下「学校」という)または、地方養成機関において教育部令の定める平生教育関連科目に関する学点を10学点以上取得したか、150時間以上教育を受けた者 7. 大学を卒業したか、またはこれに同等以上の学歴のある者で、平生教育と関連した職場に3年以上従事した経歴があるか、初・中等教育法第2条第2号ないし第6号の学校教員として、3年以上勤務した経歴のある者で、学校(以下「学校」という)または、地方養成機関において教育部令の定める平生教育関連科目に関する学点を14学点以上取得したか、210時間以上教育を受けた者
平生教育士 3級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門大学またはこれに同等以上の学歴として認められる機関において教育部令で定める平生教育関連科目に関する学点を20学点以上取得し、卒業した者 2. 専門大学を卒業したか、これに同等する学歴の有る者として、専門大学

	または指定の養成機関に於いて教育部令で定めた平生教育関連科目に関する学点を 20 学点以上修得したか、300 時間以上の教育を受けた者 3. 初等・中等教育法による高等学校を卒業したか、これに同等以上の学歴の有る者として平生教育と関連した業務に 3 年以上従事した経歴があり、専門大学または指定養成機関において教育部令で定める平生教育関連科目に関する学点を 20 学点以上取得したか、300 時間以上教育を受けた者 4. 公務員として平生教育と関連した業務に 2 年以上従事した経歴があり、専門大学または指定養成機関において教育部令で定める平生教育関連に関する学点を 14 学点以上取得したか、210 時間以上教育を受けた者 5. その他、第 1 号ないし第 4 号の各号の 1 に該当する者と同等以上の資格があると教育部長官が認めた者
--	---

「別表 2」社内大学の系列別区分（第 17 条第 3 項関連）

系列	小系列
人文・社会・芸能・体育系列	語学・文学・社会及び神学、音楽・美術・体育及び舞踊など
自然科学・工学系列	理学・海洋・農学・水産・保健・薬学及び韓薬部・工学など

「別表 3」社内大学校舎の区分（第 18 条第 1 項関連）

校舎	区分
教育基本施設	講義室（遠隔教育施設を含む）、実験実習室、教授研究室及びその他の付帯施設
支援施設	図書館、学生福祉施設、行政室及びその付帯施設

「別表 4」社内大学校舎の基準面積（第 18 条第 2 項関連）

(学点:m)

区分	系列別	人文・社会・芸能体育	自然科学・工学系
学生 1 人当り校舎基準面積		10	15

「別表 5」社内大学教員の算出基準（第 19 条第 1 項関連）

(学点：人)

区分	系列別	人文・社会・芸能体育	自然科学・工学系
学生 1 人当り校舎基準面積		25	20

「別表 6」遠隔大学の校舎（第 32 条第 1 項関連）

校舎	区分
校舎	行政室、教授研究室、サーバー及び通信設備管理室、PC 実習室（50 席以上）、セミナー室（100 席以上）

*備考：1. 校舎の総面積は 660 m²以上ではなければならない

2. 実験実習が必要な場合は、その際に必要な実習室と実習機材を備えなければならない。

「平生教育法施行規則」(教育部令第 765 号、2000年3月31日公布)

第 1 条(目的) この規則は、「平生教育法」及び同法施行令に委任された事項とその事項に関する必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(専門人材情報銀行制の運営) 「平生教育法」施行令(以下「令」という) 第 3 条第 4 項の規定による講師に関する人的情報の範囲は次の各号のとおりである。

1. 個人の氏名・住民登録番号・住所及び職場
2. 学歴
3. 資格証
4. 職場教育訓練及び平生教育履修実績
5. その他特記すべき事項

第 4 条(平生教育領域) 令別表 1 の「平生教育士」2 級及び「平生教育士」3 級欄に「教育部令で定める平生教育関連科目」ということは、それぞれ別表 1 の規定による科目を指す。

第 5 条(平生教育士資格証の授与など) ①令第 5 条第 2 項の規定による平生教育士資格証発給申請書は別紙 1 号の書式による。

②令第 5 条第 2 項における「教育部令で定める書類」ということは、次の各号の書類を指す。

1. 最終学歴証明書
2. 成績証明書
3. 戸籍謄本
4. 経歴証明書
5. 別紙第 2 号書式の平生教育現場実習評価書(現場実習の免除者は除外する)
6. その他、平生教育士資格証明に必要な書類

③教育部長官は令第 5 条第 2 項の規定による平生教育士資格証発給申請があった際には、これを検討し平生教育士の資格条件に相応しい場合には別紙第 3 号書式の平生教育士資格証を交付し、これを別紙第 4 号書式の平生教育士資格証発給台帳に記載しなければならない。

第 6 条(平生教育士資格証の再発給) ①令第 5 条第 3 項の規定による平生教育士資格証の再発給申請書は、別紙第 5 の書式による。

②令第 5 条第 3 項における「教育部令で定める書類」ということは、次の各号の書類をいう。

1. 平生教育士資格証(毀損または記載事項の変更による)
2. 戸籍抄本(名前を訂正する場合に限る)、または住民登録表抄本(住民登録番号を訂正する場合に限る)

第7条（平生教育士養成機関指定の申請）①令第6条2項の規定による平生教育士養成機関指定申請書は、別紙6号の書式による。

② 令第6条2項にて「教育部令の定める書類」ということは、次の各号の書類をいう。

1. 教授要員採用計画書
2. 施設・設備の現況表
3. 教育課程編成表
4. 平生教育士配置計画書
5. 平生教育士養成課程及び課程別定員表
6. 学習費を含む経費と施設の維持方法に関する内訳書

③令第6条第3項の規定による平生教育士養成機関指定書は、別紙第7号の書式による。

第8条（学校形態の平生教育施設の施設・設備基準）令第8条第2項の規定による学校形態の平生教育施設の施設・設備の細部基準は、別表2のとおりである。

第9条（学校形態の平生教育施設の登録申請）①令第9条第1項の規定による学校形態の平生教育施設の計画書は、別紙第8号の書式による。

②令第9条第1項における「教育部令で定める書類」ということは、次の各号の書類を指す。

1. 位置図
2. 施設・設備設置計画書
3. 教育課程編成表
4. 学習費を含む経費と施設の維持方法に関する内訳書
5. 設置者が個人の場合は、履歴書、戸籍抄本及び住民登録抄本
6. 設置者が法人の場合は、定款・法人登記簿謄本及び設立に関する総会または理事会会議録の写本

③令第9条の規定により、学校形態の平生教育施設の登録申請をしようとする者は、別紙第9号書式の学校形態の平生教育施設登録申請書に次の各号の書類を添付し、教育監に提出しなければならない。

1. 施設・設備の現況表
2. 施設配置図
3. 建築物台帳謄本及び土地台帳謄本
4. 財産目録及びその立証書類
5. 学校形態の平生教育施設の財産が他人所有の場合はその財産の使用に関するレンタルまたは賃貸借契約書の写本及び所有主の印鑑証明書

④令第9条第5項の規定による学校形態の平生教育施設登録証は別紙第10号の書式による。

第10条（学歴認定施設指定の申請）①令第11条第1項の規定による学歴認定施設指定申請書は、別紙第11号の書式による。

②令第11条第1項における「教育部令で定める書類」ということは、次の各号の書類を指す。

1. 運営規則
2. 教育課程編成表及び教員の定数表
3. 所要する経費の調達計画書
4. 施設現況及び拡充計画書
5. 教具、その他の設備現況及び拡充計画書
6. 施設平面図及び施設配置図
7. 地籍図及び位置図
8. 設置者が個人の場合は、履歴書、戸籍抄本及び住民登録抄本
9. 設置者が法人の場合は、定款・法人登記簿謄本及び設立に関する総会または理事会会議録の写本
10. 財産目録及びその立証書類
11. 学校形態の平生教育施設の財産が他人所有の場合はその財産の使用に関するレンタルまたは賃貸借契約書の写本及び所有主の印鑑証明書

②令第11条第2項の規定による学歴認定施設指定書は、別紙第12号の書式による。

第11条（社内大学設置認可の申請）令第14条第1項における「教育部令で定める書類」というのは、次の各号の書類を指す。

1. 財産目録及びその立証書類
2. 社内大学形態の平生教育施設（以下「社内大学」という）の財産が他人所有の場合は、その財産の使用に関するレンタルまたは賃貸借契約書の写本及び所有主の印鑑証明書

第12条（系列別学生の定員の換算方法など）①令第18条第2項の後段及び第19条第1項の後段の規定により系列別学生の定員を合わせた学生の定員（以下「総定員」という）が50人未満の場合、系列別に学生の定員を換算する方法は、次のとおりである。

系列別学生の定員

$$\text{系列別換算定員} = (50 - \text{総定員}) \frac{\text{系列別学生の定員}}{\text{総定員}} + \text{系列別学生定員}$$

②令第18条第3項における「教育部令で定める遠隔教育施設」というのは、次の各号のとおりである。

1. 100㎡以上の遠隔教育学士管理室1室以上
2. 100㎡以上のサーバー（コンピュータ通信網においてユーザーのコマンドを処理するコンピュータをいう。以下同様）及び通信装備管理室
3. 遠隔教育の運営のための1台以上のサーバーとネットワーク装置

第13条（兼任教員の算定基準）令第19条第2項の規定による兼任教員の数は系列別に兼

任教員が担当する週当たり教授時間を合算した時間数を9時間で割って算定する。この場合小数点以下は切り捨てる。

第14条（遠隔平生教育施設の申告など）①令第27条第1項の規定による遠隔平生教育施設申告書は、別紙第13号の書式による。

②令第27条第1項における「教育部令で定める書類」というのは、次の各号を指す。

1. 位置図
2. 施設配置図
3. 平生教育士配置計画書
4. 設置者が個人の場合は、履歴書、及び住民登録抄本
5. 設置者が法人の場合は、定款・法人登記簿謄本及び設立に関する総会または理事会会議録の写本
6. 財産目録及びその立証書類
7. 遠隔平生教育施設の財産が他人所有の場合は、その財産の使用に関するレンタルまたは賃貸借契約書の写本及び所有主の印鑑証明書

③令第27条第3項の規定による遠隔平生教育施設申告証は、別紙第14号の書式による。

④教育部長官は第3項の規定による申告証を交付する際には、別紙第15号書式の遠隔平生教育施設申告台帳にその申告事項を記載しなければならない。

⑤令第27条第4項の規定による遠隔平生教育施設の設置者の地位承継申請は、別紙第16号書式の遠隔平生教育施設設置者地位承継申告書による。

⑥令第27条第4項における「教育部令で定める書類」というのは、次の各号の書類を指す。

1. 引き付き引き受け書
2. 引き受け者が個人である場合は、履歴書及び住民登録謄本
3. 引き受け者が法人である場合は、定款・法人登記簿謄本及び設立に関する総会または理事会の会議録の写本
4. 財産目録及びその立証書類
5. 遠隔平生教育施設の財産が他人所有の場合にはその財産の使用に関するレンタルまたは賃貸借契約書の写本及び所有主の印鑑証明書

第15条（遠隔大学の設置認可申請書類）令第29条第1項における「教育部令で定める書類」というのは、法人の定款・法人登記簿謄本及び設立に関する総会または理事会の会議録の写本（令第28条第2号及び第3号の規定に該当する者に限る）をいう。

第16条（遠隔大学の設備基準）令第32条第2項における「教育部令で定める遠隔教育の設備」というのは、別表3のとおりである。

第17条（遠隔大学の授業料等の徴収及び返還など）令第39条第2項の規定による遠隔大学形態の平生教育施設（以下「遠隔大学」という）の入学金及び授業料、その他納付金

の徴収と返還等に関しては「学校授業料及び入学金に関する規則」に準用する。

第18条（遠隔大学の財務・会計）令第40条第4項の規定による遠隔大学の財務・会計に関しては、「私学機関財務・会計規則に対する特例規則」に準用する。

第19条（学校付設平生教育施設の設置報告）令第43条の規定による学校付設平生教育施設設置報告書は、別紙第17号の書式による。

第20条（職員の管理）次の各号の1に該当する平生教育施設が雇う職員に関しては「事務管理規定施行規則」第52条ないし第59条と「学校法人及び私立学校職員規則」第3条ないし第8条の規定に準用する。

1. 学歴認定施設と指定された学校形態の平生教育施設
2. 教育部長官の承認を受けた社内大学
3. 教育部長官の承認を受けた遠隔大学

第21条（過怠料の徴収手続き）令第47条第4項の規定による過怠料の徴収手続きに関しては、「税入徴収官事務処理規則」に準用する。この場合、納入告示書には異議申請方法、及び異議申請期間をともに記載しなければならない。

付 則

第1条（施行日）この規則は公布した日から施行する。

第2条（有効期間）①別表1のカ目（科目Iに関する事項は除外する）の規定は、2002年2月末日まで効力を保つ。

②2002年2月末日現在別表1のカ目の中から科目IIに該当する必修科目を履修し修得した学点は、この規則による平生教育関連科目を履修し、取得した学点と見なす。

第3条（社会教育学履修に関する経過措置）この規則施行当時従前の規定により習得した社会教育学に関する学点は、この規則による平生教育関連科目を履修、修得した学点と見なす。

別表1) 平生教育関連科目 (第4条関連)

区 分	種 類	
カ. 必修科目	科目Ⅰ	平生教育概論、平生教育経営学、成人学習及び相談論、遠隔教育活動論、人間資源開発論、平生教育方法論または産業教育方法論の中から1科目、平生教育プログラム開発または産業教育プログラムの中から1科目
	科目Ⅱ	社会教育概論、社会教育方法論、社会教育学、社会教育資料開発論、社会教育行政論、社会教育と特殊教育学、社会教育法規論、成人・青少年指導、社会教育統計学、平生教育論、社会教育機関及び施設、社会教育と余暇、社会教育課程及び評価、社会教育とコミュニケーション、社会教育と社会問題論、社会学概論、社会心理学、社会心理学、社会事業論、産業心理学、社会福祉論、青年心理学、社会調査方法、成人心理学、産業社会学、老人心理学、農村社会学、教育心理学、都市社会学、相談心理学、社会政策、児童心理学、地域社会開発論、教育社会学、図書館学、博物館学、女性学、老人学、産業教育論、職業倫理、人材開発論、産業教育課程論、職業技術教育、組織理論、職業教育方法、レクリエーション指導、職業教育課程及び評価
ナ. 選択科目	科目	青少年教育概論、女性教育概論、老人教育害論、経営学害論、産業福祉論、企業教育論、職業と倫理、地域社会教育論、障害者教育概論、環境教育論

* 備考

1. 科目の名称が同一ではなくても教科の内容が同一の場合である場合は、同一科目と見なす。
2. 必修科目は14学点以上（令別表1平生教育士2級欄第6号の規定に該当する者の場合は10学点以上）を履修する。
3. 科目当たりの学点は、学習成績は平均80点以上でなければならないし、第5号の規定による機関において3週間以上の現場実習を履修しなければならない。但し、平生教育施設または団体において3ヶ月以上従事した経歴のある者に対しては、現場における実習を免除する。
4. 第3号の規定による現場実習は「高等教育法」第2条の規定による学校（以下「学校」という）に在学中、または卒業後（または平生教育士養成課程履修中または履修後）も可能であり、2階または3階に分けて受けることができる。
5. 第3号の規定による現場実習の実施ができる機関は次の各号の機関または団体の中から、実習生の意見を参照に当該学校または平生教育士養成機関の長が選定する。
7. 平生教育士養成機関、但し、平生教育士養成機関において履修中である者は当該平生教育士養成機関以外の機関において現場の実習を受けなければならない。
1. 「公務員教育訓練法」による公務員教育訓練機関、「教育公務員法」による教育訓練機関、その他公共機関の教育訓練機関

- ウ. 実業系高等学校、産業体付設学校、実業系の各種学校、高等技術学校、高等公民学校及び学歴として認められる平生教育施設
- エ. 受講生を一回に 500 人以上受容できる学院（読書室は除外する）または訓練院
- オ. 年間教育人員が 500 人以上の法人または社会団体付設研修機関
- カ. 青少年・幼児及び住民などの教育・訓練・研修・善導・福祉及び国際交流を目的に許可されたか、登録された法人・社会団体
- キ. 従業員が 1 千人以上の法人に付設された研修教育機関

別表 2) 学校形態の平生教育施設の施設・設備基準（第 8 条関連）

区分	施設・設備基準
1. 学習施設	ア. 授業室 1 室以上（教室当たり基準面積 49. m ² 以上） イ. 学習に必要な施設・設備
2. 資料室	ア. 図書及び資料 500 冊以上 イ. 管理室と兼用することができる
3. 管理室	1 室以上

別表 3)

遠隔教育の設備（第 16 条関連）

区分	施設・設備名	数量・用量	
基本設備	ハードウェア	講義サーバー（ウェブ、データベース、ビデオディ（VOD）サーバーなど）	-二つの中央処理装置（CPU 級以上） 300メガヘルツ -ハードディスクドライバ（HDD）90ギガバイト（GB）以上 -主メモリ（MM）1ギガバイト（GB）以上
		学事行政サーバー（データベース。メールサーバーなど）	-二つの中央処理装置（CPU 級以上） 300メガヘルツ -ハードディスクドライバ（HDD）90ギガバイト（GB）以上 -主メモリ（MM）1ギガバイト（GB）以上
		バックアップ用データベースサーバー	-学事行政サーバーなど
		ファイアウォール（Fire Wall）サーバー	-一つの中央処理装置（CPU 級） 300メガヘルツ -ハードディスクドライバ（HDD）10ギガバイト（GB）以上 -主メモリ（MM）128ギガバイト（GB）以上
		UPS	30KVA
		マルチメディア制作装置	個人用コンピュータ（P/C）、マッキントシ、スキャナー
		プリント	-モノクロ、カラー

	ネットワーク	内部網	-FDDI -Fast Ethernet -ATM など
		外部網	-T1 級・E1 級以上
		モデム接続(PPP)	-100 ポット以上
	ソフトウェア	ウェブエンジン	-ウェブサーバー機能
		データベース	-ユーザー20人以上
遠隔教育運営ソフトウェア		-学士管理及び教案著作機能、データベース管理機能など	
ファイアウォール (Fire Wall) ソフトウェア		保安用放火壁ソフトウェア	
ウェブエディタ		ウェブ基盤の編集用ソフトウェア	
支援設備	ハードウェア	映像制作装備	映像編集用 Linear Nonlinear システム
		音響制作装備	-音響調整器、アンプなど
		補助記憶装置	ディスクアレイ、マグネティックテープなど
	ソフトウェア	同映像サーバー	-40 個の Streams 以上
		音響編集ソフトウェア	-音響編集専用ソフトウェア
		同映像グラフィックソフトウェア	-2次元、3次元同映像及びグラフィック加工ソフトウェア
	その他	媒体制作室運営に必要な設備	
デジタル図書館 (文献情報資料室) 運営に必要な設備			

*備考：講義サーバー、学事業務サーバー及びバックアップ用サーバーは、各々独立されたものでなければならない。

生涯学習社会の構築を目指す韓国の教育改革

平成13～15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)

「生涯学習の政策立案過程に関する国際比較研究」中間報告書

平成14年3月

発行 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部

所在地 〒153-8681 東京都目黒区下目黒 6-5-22
電話:03-5721-5045 ファクス:03-5721-5173

印刷 島崎印刷